

神戸市門者プラン

─ 共生社会の実現に向けて 6か年戦略 -





^{令和3年3月} 神戸市





本冊子には、視覚障がいのある人への情報提供のため、音声コード (Uni-Voice) を両面に印刷しています。専用アプリまたは専用の活字文書読上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞き取ることができます。また、本冊子の音声コードは各ページの下端と上端に印刷していますが、上端のコードには情報がある場合とない場合があります。はじめに下端の音声コードから読み取ってください。上端のコードにも情報がある場合には、その旨の指示がありますのでご注意ください。





神 戸 う プ ラ ン

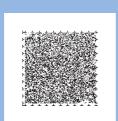
― 共生社会の実現に向けて 6か年戦略 ―





	第1部 計画策定にあたって ・・・・・・・・・・・ 4
	第1章 計画策定について・・・・・・・・・・・ 4
	(1) 背景・趣旨 ・・・・・・・・・・・ / 2
	(2) 位置づけ ・・・・・・・・・・・・ 4
	(3) 他の計画との関係・・・・・・・・・・・ 5
	(4) 計画期間 ・・・・・・・・・・・ 5
	(5) 計画の策定・推進体制 ・・・・・・・・・ 5
	第2部 神戸市障がい者保健福祉計画・・・・・・・・・・ 6
目 次]	第1章 基本理念・目標 ・・・・・・・・・・・ 6
	(1) 基本理念 ・・・・・・・・・・・・・ 6
	(2) 基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・ 6
	第2章 実現に向けた施策 ・・・・・・・・・・・ 7
	(1) 生活支援サービスの充実 ・・・・・・・・・ 7
	(2) 地域移行・地域生活のための支援 ・・・・・・・1C
	(3) 障がいのある子どもへの対応 ・・・・・・・・13
	(4) 就労に向けた支援 ・・・・・・・・・・・16
	(5) 社会参加への機会促進 ・・・・・・・・・・19
	(6) 権利擁護・差別の解消 ・・・・・・・・・22
	(7) 人材の確保・育成、資源の確保 ・・・・・・・・25
	(Q) 匀饪的古塔休制の構筑







第3部 第6期神戸市障がい福祉計画・第2期神戸市障がい児福祉計画	 29
第1章 成果目標について ・・・・・・・・・・・・・・・・	 29
(1) 福祉施設の入所者の地域生活の移行・・・・・・・・・	 29
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・	 30
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実・・・・・・・	 31
(4) 福祉施設から一般就労への移行等・・・・・・・・・	 31
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・・・	 32
(6) 相談支援体制の充実・強化等・・・・・・・・・・・	 34
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための	
取り組みに係る体制の構築・・・・・・・・・・・・	 34
第2章 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策 ・・・・・・	 35
(1) 訪問系サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・	 35
(2) 日中活動系サービス・療養介護・短期入所 ・・・・・・	 35
(3) 居住系サービス等 ・・・・・・・・・・・・・・・	 37
(4) 相談支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 38
(5) 障がい児福祉サービス ・・・・・・・・・・・・・	 39
(6) 発達障がいのある人に対する支援 ・・・・・・・・・	 40
(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・	 41
(8) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み・・・・・・	 42
(9) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み・・・	 43
第3章 地域生活支援事業の種類ごとの見込量と確保の方策 ・・・	 44

「資料編]

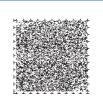


■「障害」のひらがな表記について

本計画においては、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法令や制度、施設名、団体などの固有名詞については、漢字で「障害」と表記しています。

「障害」のひらがな表記については、障がいのある人や関係者の中でも意見が分かれています。国の障害者政策委員会の意見では、「法制上の「障害」の表記のあり方について、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討」とされています。

神戸市では、「神戸市障がい者保健福祉計画2010後期計画 (平成19年2月策定)」から、計画の中で「障がい」と表記しています。





🗌 第1部 📗 計画策定にあたって

第1章 計画策定について

1) 背景・趣旨

国において、「障害者の権利に関する条約」(以下、「障害者権利条約」という)の締結や「障害を理由とする 差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」という)の施行など、障がい者の権利の実現に 向けた取り組みが進められてきました。また、高齢化や人口減少社会の中で、「障がい」や「高齢」「子ども」といっ た分野を超えて、地域住民同士が互いに支え合い、一人ひとりが生きがいを持って暮らしていけるような地域共 生社会の実現を目指した取り組みも進められています。

このような中、本市においても、障がいのある人が抱える複雑化・多様化した課題に対し、より身近な地域で 様々な相談ができるように障害者相談支援センター(令和3年4月名称変更 旧:障害者地域生活支援セン ター)の拡充や緊急時の受け入れなどができる障害者地域生活支援拠点(令和3年4月名称変更 旧:障害者 支援センター) の各区への設置、障がいのある人の就労を促進するための超短時間雇用の創出(超短時間雇用 創出プロジェクト)やICT関連の就労に対応したしごとサポートICTの設置など、「神戸市障がい者保健福祉計 画2020」に基づき障がい福祉施策を進めました。

今後も引き続き障がい福祉施策を進めていくために、新たな「神戸市障がい者保健福祉計画」(令和3年度 から令和8年度までの6年間を計画期間とする) および 「第6期神戸市障がい福祉計画・第2期神戸市障がい児 福祉計画」(令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする)を策定し、障がいのある人々が安心し て住み続けられる取り組みを進めていきます。

2) 位置づけ

神戸市障がい者プラン(以下、「本計画」という)は、障害者基本法第 11 条第3項で規定されている「市 町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福 祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。国の 基本指針(令和2年厚生労働省告示第213号)に即した内容にするとともに、国の「障害者基本計画(平 成 30 年3月)」および、兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画(平成 27 年3月)」「第6期兵庫県障害福祉 推進計画(令和3年3月)」とも整合を図りながら策定します。

本計画においては、第2部を「市町村障害者計画」にあたる「神戸市障がい者保健福祉計画」とし、本 市の障がい福祉施策の理念や施策の方向性を示したものとします。第3部は「市町村障害福祉計画」「市町 村障害児福祉計画」にあたる「第6期神戸市障がい福祉計画・第2期神戸市障がい児福祉計画」とし、具 体的なサービスについて見込み量と確保の方策を示します。

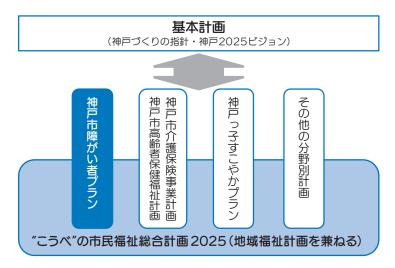
なお、「神戸市障がい者保健福祉計画 2020」においては、指標を設定し、PDCA を行っていましたが、 本計画においては、全体の指標として、「第6期神戸市障がい福祉計画・第2期神戸市障がい児福祉計画」 の中で目標設定を行います。





3) 他の計画との関係

本計画は、「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づき策定される「"こうべ"の市民福祉総合計画 2025」の分野別計画でもあり、他の関連計画と整合性を持ったものとします。



4) 計画期間

「神戸市障がい者保健福祉計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間の計画とし、前半3か年を「第6期神戸市障がい福祉計画」および「第2期神戸市障がい児福祉計画」、後半3か年を「第7期神戸市障がい児福祉計画」と統合して策定します。



5) 計画の策定・推進体制

本計画は神戸市障害者施策推進協議会にて議論を行い策定します。また、地域の実情を把握するため、神戸市障がい者生活実態調査(令和元年度実施)、神戸市重度心身障害児者実態調査(令和元年度実施)、障がい者関係団体等からのヒアリングや、神戸市自立支援協議会や神戸市療育ネットワーク会議など障がい福祉の推進に資するためのその他協議の場より意見聴取を行いました。

成果目標および指標について、年1回実績を把握し、その結果を公表します。神戸市障害者施策推進協議会の意見を踏まえてPDCAを行います。また、国の動向や社会情勢などに応じて、本計画の見直しを検討します。





□ 第2部 □ 神戸市障がい者保健福祉計画

第1章 基本理念・目標

1) 基本理念

障がいのある人が、自らの意思決定に基づき、住み慣れた地域の中で、 共に支え合いながら、安心して暮らし、活躍できる"こうべ"をみんなでつくります。

2) 基本目標

◆ 基本的人権・自己決定権の尊重

全ての人は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がい の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らすことのできる社会 の実現をめざします。

また、障がいのある人が、福祉サービスや住まい、医療を含め、自分の生活を自らの意思で選択することが できるよう支援し、またその意思決定を尊重しながら取り組みを進めます。

◆ 高齢化や重度化などへの対応

障がいのある人の高齢化や重度化が進むなか、地域のなかで安心して住み続けていくためには、親が亡くなっ た後や家族による支援が難しくなった場合も含めた支援が必要です。そのため、身近な地域に住まいが確保され、 地域において一人ひとりの状況に応じた福祉や医療サービスを受けることができる、高齢化や重度化、「親なき後」 を見据えた暮らしを支援します。

◆ 地域包括支援体制の構築

障がいのある人をはじめ、さまざまな困難を抱える人が、地域のなかで安心して住み続けられるようにするた めには、障がい・高齢者・子どもといった分野を超えて関係機関で協力し、取り組みを進めていく必要があります。 誰もが身近な地域に住むことができ、地域において一人ひとりの状況に応じたさまざまな福祉や医療サービスを 一体的に受けられ、安心して地域で暮らし続けられる体制をつくります。

◆ 社会的障壁の除去・障がいのある人の活躍

差別解消や権利擁護、啓発活動を推進することによって、障がいのある人が生活や社会参加をするにあたっ ての社会的障壁を取り除き、障がいのある人もない人も自分らしく、ともに学び、働き、暮らすことができ、個 人の能力や適性に応じて活躍できる社会をつくります。





第2章 実現に向けた施策

※次の名称は、省略名で表記する。(正式名称:省略名)

障がい者生活実態調査:実態調査、障害者施策推進協議会:推進協議会、障がい者関係団体等からのヒアリング:ヒアリング

1) 生活支援サービスの充実

現状・課題

《 サービス 》

- ・障がいのある人が適切なサービスを受けられるようにするためには、身近な窓口である区役所、障害者相談支援センターでの相談をはじめ、計画相談支援での適切なアセスメント・モニタリングなどが必要です。現状では、計画相談支援を利用している人が少なく(令和元年度セルフプラン率:障がい者 54.8%、障がい児 88.6%)、実態調査では利用希望者の約6割が制度を知らないと回答しています。また、自立支援協議会やヒアリングにおいて、相談支援事業所の数が少なく、質にばらつきがあるという声がありました。今後、相談支援事業所の量・質を高めていくとともに、障がいのある人にわかりやすい相談支援体制をつくっていくことが課題となっています。
- ・ヒアリングでは、相談支援事業所だけでなく、日頃から本人の状況をよく知っている日中活動系サービス事業所においても、相談や情報提供をしてほしいという声がありました。

《医療》

・実態調査では、自宅・地域生活を送るうえで必要なこととして、「主治医や医療機関が近くにあること」が 挙げられています。障がいのある人が近くで安心して受診できる医療機関を増やすことが求められます。

《その他》

- ・主な介護者である親が高齢化しており、実態調査では、介護者のうち 60 代以上が約4割にのぼり、自身の健康に不安がある人も多くなっています。
- ・ヒアリングでは、介護の負担が家族に集中しているため、家族の就労が難しくなったり、家族が介護できない場合は障がいのある人が施設入所せざるを得なかったりする状況があるという声がありました。今後、家族の負担を軽減するためのサポート体制やサービスを充実させることが課題となっています。

施策の方向性

① 相談支援体制の充実

- ・障害者相談支援センターでは、障がいのある人やその家族の複雑化した相談などに対応するため、専門性の 向上や機能強化を図ります。
- ・計画相談支援を利用して適切な障がい福祉サービスにつなげるため、相談支援事業所数を確保するとともに、 相談支援専門員の知識・能力の向上を図ります。
- ・基幹相談支援センターでは、障害者相談支援センターや相談支援事業所の研修を充実させるなどにより人材 育成を行い、市全体の相談支援体制の強化に取り組みます。





- ・身近な窓口である区役所において、適切な相談対応や必要な情報提供、各機関へのつなぎができるよう、 研修などにより職員の知識・能力の向上を図ります。
- ・障がいのある人に関するさまざまな相談窓口について、障がい特性に配慮した専門的な相談体制を充実させ るとともに、各相談機関の役割を明確化し、利用者が迷わない相談体制をつくります。

② 各種サービスの充実

- ・訪問系サービスについては、個々のニーズの把握に努めるとともに、個別の生活状況に応じたサービスを提 供するため引き続き適切な支給決定および運用を行います。
- ・生活介護については、重度の心身障がいがある人や医療的ケアの必要な人が利用できる事業所を拡充します。 また、日常生活の相談や情報提供ができるよう取り組みます。
- ・短期入所については、重度の心身障がいのある人や医療的ケアの必要な人、強度行動障がいのある人が利用 できる短期入所事業所の整備を進めます。
- ・日常生活用具については、障がいのある人や子どもの状況に合わせて、内容の充実を図ります。

③ 障がい福祉サービス事業所への指導監査・質の向上

- ・事業所運営の適正化や虐待などの防止のため、事業所への指導監査に取り組みます。
- ・指導監査結果の情報共有を県など関係自治体などと行います。
- ・障がいのある人や家族が安心して障がい福祉サービスを利用できるように、事業所に対する研修や助言・指導 などを行い、職員の質の向上を図ります。

④ 障がい者医療の充実

i) 受診機会の保障

- ・障がいのある人が身近な地域で安心して診察・治療を受けられるように、医療体制の充実を図るほか、障が いのある人の受診機会の確保について医療機関への啓発を進めます。
- ・歯科医療については、地域の歯科診療所での治療が困難な人に対してこうべ市歯科センターで治療を行うほ か、障がい者施設への訪問歯科保健指導や訪問歯科健康診査および障がい者歯科に関する歯科医療研修会 を行います。
- ・障がいのある人の医療費負担を軽減するため、自立支援医療制度や重度障害者医療費助成、指定難病医療 費助成、小児慢性特定疾病医療費助成、精神入院医療費助成を引き続き実施するとともに、制度の周知を 図ります。

ii) 専門医療・リハビリテーションの提供

・障がいのある人が必要なリハビリテーションを受けられるため、医療機関や関係機関との連携を図ります。 生活介護事業所での機能訓練の実施など、重度の障がいのある人が必要な機能訓練を地域の中で継続して 受けることができるよう支援します。





- ・重度の心身障がいのある人や医療的ケアの必要な人が利用できる医療関係資源や障がい福祉サービス事業 の情報を収集し、必要時に情報提供やコーディネートできる仕組みを引き続き構築します。
- ・精神障がいのある人の急性増悪時における精神科医療体制、および精神科病院に入院加療中の患者が身体 疾患を併発した場合の対策病床を引き続き確保します。

⑤ 多様化するニーズへの適切な対応

i) 高齢化・重度化への対応

- ・障がいのある人本人の高齢化に対しては、介護保険のあんしんすこやかセンター (地域包括支援センター)・ えがおの窓口 (居宅介護支援事業所) などが相互に円滑な連携を図り、介護保険の適用後も安定して在宅 生活を継続できるよう支援します。その他、個々の事情に応じた障がい福祉サービスの利用についても継続 します。
- ・介護者である親の高齢化に対しては、各区の障害者地域生活支援拠点を中心に見守り支援体制の構築を進めるとともに、相談支援機能や緊急時の受け入れ体制を確保し、関係機関と調整しながら支援を行います。

ii) 難病のある人への対応

・神戸市難病相談支援センター、神戸難病相談室、各保健センターにおいて、相談や情報提供を行うとともに、 必要な障がい福祉サービスを利用できるよう支援します。

iii)発達障がいのある人への対応

・神戸市発達障害者支援センターでは、発達障がいのある人の特性を踏まえ、日常や就労・社会生活訓練など 当事者支援や支援者に対する発達障がいに係る専門家による研修会などを実施し、支援の充実を図ります。

⑥ 介護離職の防止

・障がいのある人の介護をしながらでも働き続けられるように、障がいのある人の家族に対してのサービスや 介護休業、介護休業給付金などの制度に関して情報提供を行い、適切なサービスにつなぎます。また、仕 事と介護の両立に関する企業への理解の促進を図り、働きやすい環境をつくります。





2) 地域移行・地域生活のための支援

現状・課題

《地域移行》

- ・実態調査では、希望する将来の住まいについて、「家族と一緒に自宅で生活したい」「地域で独立した生活がしたい」が多くなっています。一方、グループホームを含めた施設入所希望も一定あり、これを障がい種別でみると、身体障がい者では高齢者向け施設が、知的障がい者および精神障がい者(入院中の人)ではグループホームの割合が高くなるなど、それぞれ傾向が異なっていました。
- ・ヒアリングでは、高齢の親と一緒に暮らしている障がいのある人は親の介護も必要となることから、1人で離れたところで自立するのではなく、高齢の親と一緒にケアを受けながら暮らせるような場所がほしいというニーズもありました。
- ・自立支援協議会やヒアリングでは、グループホームの数が足りないという声や、それぞれの障がい特性に応じたグループホームが少ないという声がありました。また、地域に生活を支える資源が少なく、自立を選択することが難しいという声もありました。
- ・地域移行にあたっては、それぞれの障がいや家族の状況に応じた住まいの確保や自立にあたっての地域資源 の充実が課題となっています。

《地域生活》

・自立支援協議会において、緊急時のショートステイの充実や障がいのある人の見守り体制の充実などが課題 として挙げられています。

《災害・感染症》

- ・災害時について、実態調査では、「福祉避難所がどういうときに利用できるか」「自分が住んでいる地域のどこにあるかも知らない」という回答が75%となっていました。また、3割以上の人が「避難場所の設備が不安」「食料・水の配給など必要な情報を得るのが難しい」「自分で判断して身を守る行動をとることが難しい」などと回答しています。今後、福祉避難所や災害時の対応方法について周知することが課題となっています。
- ・自立支援協議会において、災害時の個別避難計画が必要であるという課題も挙げられています。
- ・感染症については、ヒアリングにおいて、感染症にかかった時にどのように行動するとよいのかという不安の 声があり、具体的な予防や対応方法について周知することが課題となっています。

施策の方向性

① 施設入所者の地域移行

- ・障がいのある人の地域移行の推進および地域生活の継続支援のため、地域支援機能強化専門員を中心に、 地域移行に関する関係機関および障がいのある人の地域生活を支援する支援者のネットワークを構築します。
- ・施設入所中や長期入院中、または在宅で生活する障がいのある人で、将来に備えて訓練が必要な人に対して、 グループホームの居室を確保し、体験利用を行います。
- ・入所施設から退所した障がいのある人の居宅での生活を支援するため、自立生活援助の利用を促進します。





② 長期入院の精神障がいのある人の地域移行

- ・精神科病院に入院している精神障がいのある人のうち退院可能な人を対象に、ピアサポーターの活用による 退院意欲の喚起や地域移行支援などの個別支援などを通して地域移行を推進します。
- ・各区の精神障害者継続支援チームや精神科病院に配置されている退院後生活環境相談員を活用し、必要な 医療や支援が途切れることなく地域で暮らせる体制を構築します。

③ 地域移行を支えるサービス基盤の確立

i) 住まいの確保

- ・地域移行を支える住まいとなるグループホームについて、改修などにかかる経費助成や、市営住宅の空き住戸の利用・整備を引き続き進めます。今後も、民間住宅の空き家に関する情報を運営希望法人に提供するなど、関係部局などと連携して積極的に取り組みます。また、重度の障がいのある人を含め、障がいの程度に関わらず利用できるようにグループホームの整備を進めます。
- ・市営住宅については、引き続き障がい者世帯向住宅の設定や申し込み時の優遇措置により、入居機会の確保を図ります。また、民間賃貸住宅へ入居する場合は、新たな住宅セーフティネット制度に基づき、民間賃貸住宅の空き室や空き家を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録の促進や、住宅確保要配慮者の円滑な入居の支援を行います。

ii)介護保険施設などと併設したグループホームの整備

・高齢の親とともに暮らしたいという障がいのある人や、高齢化しても同じ環境で生活したいという障がいのある人のニーズに応えるため、特別養護老人ホームなどの介護保険施設とグループホームなどとを併設した施設の整備に取り組みます。

iii) 地域移行に向けたネットワークの構築

・地域移行支援を行う事業所を中心に入所施設や精神科病院、区自立支援協議会、障がい福祉サービス事業 所、地域の支援者などが連携して、地域移行を進めるネットワークを構築します。

iv) 障害者地域生活支援拠点の機能の充実

- ・地域移行や地域で生活する中での相談や緊急時の受け入れなどにより、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援します。また、見守り支援員を配置し、障がいのある人の見守り支援体制の構築を進め、 災害時の障がい者支援にも活かしていきます。
- ・市自立支援協議会において、障害者地域生活支援拠点の運営状況の検証および検討を行います。

④ 精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築

i)精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築

・「精神障害者地域移行・地域定着推進連携会議」などの保健・医療・福祉関係者による協議の場や、障害者相談支援センターを対象にした地域アセスメントなどを活用し、精神障がいのある人や家族などのニーズを把握したうえで、課題の整理を行います。また、課題の解決に向けた取り組みについて、その進捗状況の評価を実施します。





- ・精神障がいのある人を支援する事業所や病院など地域移行関係職員への研修の実施や相談支援事業所と連携し、保健・医療・福祉の相互理解の促進や協働体制の構築を進めます。
- ・地域住民などを対象に、精神障がいや精神障がいのある人に対する誤解や偏見をなくし安心して暮らせる環境を整えるための普及啓発や地域生活における関わり方などの研修を行い、精神障がいのある人が地域移行しやすい環境をつくっていきます。

ii) こころの健康づくり・依存症対策

- ・精神保健福祉センターでは、うつ病などの精神疾患の正しい知識の普及啓発などに取り組みます。
- ・依存症については、各区役所、精神保健福祉センター、ひょうご・こうべ依存症対策センターにおいて、専門的な相談を受け付け、依存症患者および家族を包括的に支援します。

⑤ 災害時の対応・感染症対策

i) 防災・災害時の対応

- ・災害(感染症含む)が発生した場合でも必要な障がい福祉サービスを継続的に提供できる体制を構築する ため、障がい福祉サービス事業所などに、業務継続に向けた計画の策定や研修・訓練の実施のほか、物資 の備蓄など事前の対策を求めます。
- ・各区の自立支援協議会において、地域への障がい理解のための啓発活動や、声かけ運動、防災訓練への参加など要援護者支援の取り組みを進めるとともに、災害時の対応方法について啓発します。また、防災訓練では、災害時の障がい者支援を担う障害者地域生活支援拠点や地域住民とも連携して実施します。
- ・災害時における要援護者への対応として、「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」(平成 25 年4月施行)に基づき、福祉避難所などにおける支援の充実に取り組みます。また、災害時に円滑な開設・ 運営ができるよう、マニュアルの整備や訓練を行います。
- ・医療的ケアを要する在宅の人工呼吸器装着患者や重度の心身障がいのある人は、医療の提供や電源が確保 された場所に避難する必要が高いなど特に配慮を要することから、事前に災害時の対応をまとめた個別計画 を早期に策定します。
- ・緊急時には、ひょうご防災ネットなど携帯電話のメールやアプリによる災害情報などの提供を行うとともに、情報アクセスの困難な障がいのある人へ緊急情報が確実に届くように配慮します。また、自宅内での緊急時に速やかな救護を受けるため、緊急通報システム事業(ケアライン 119)や NET119 番通報システム事業を引き続き実施します。

ii) 感染症対策

- ・感染症の発生および蔓延の防止に関する取り組みを徹底するため、障がい福祉サービス事業所などに対して、 感染症対策マニュアルを周知するとともに、感染症対策に関する委員会の開催や指針の整備、研修・訓練 の実施などを求めます。
- ・感染症患者が発生した場合には、障がい福祉サービス事業所などに対して、衛生用品など必要な物資を優 先的に供給して、感染拡大防止に努めます。





・障がいのある人が感染した場合は、医療機関などと連携し、適切な医療やケアが受けられるよう支援します。 また、介護者が感染症に感染した場合は、障がい福祉サービス事業所などと連携し、障がいのある人の受け 入れなど支援体制を整備します。

3) 障がいのある子どもへの対応

現状・課題

《相談・支援体制》

- ・ヒアリングでは、様々な支援先があるが、どこに相談したらよいのかわからない、支援する側にもどこに支援 をつないだらよいかわかりにくいといった声が多く、支援機関の機能の明確化とその周知が課題となっています。
- ・また、乳幼児健診などで発達の遅れなどを早期発見し支援につなげることが重要であるが、健診結果や健 診後どのサービスにつながったのか、成長に伴いどのような変化があったのか、日常的な居場所での様子は どうかなど、幼稚園・保育所・学校・障がい児福祉サービス事業所含め関係機関で子どもの情報が十分に 共有できていない場合がある、という声もありました。個人情報に配慮しながら子どもに適した支援につな ぐため情報の共有が課題となっています。

《重度障がい・医療的ケア》

- ・ヒアリングから、重度の障がいのある子どもや医療的ケアの必要な障がいのある子どもが、看護師の確保などが整わず、保育や就学前教育を受けられない場合があるとのことでした。就学前の集団生活を学ぶ機会の確保が課題となっています。
- ・放課後の居場所として放課後等デイサービスのニーズは高いですが、ヒアリングでは、重度の障がいのある子ど もや医療的ケアの必要な子どもへの対応ができる放課後等デイサービス事業所が少ない実態がうかがえました。

《思春期世代》

・子どもの成長に応じた支援については、思春期における支援が十分でないとの意見があり、本人に適した就労・ 進学、社会生活を意識した支援を実施していくことが課題となっています。

施策の方向性

① 相談支援体制の充実

- ・区役所、療育センター、こども家庭センターそれぞれの役割を明確化し、これらの関係機関や障害児相談支援事業所を含めた障がい児福祉サービス事業所などへの相談や支援の流れを市民や支援者にわかりやすく広報します。
- ・こうべ学びの支援センターでは、臨床心理士など専門相談員を配置し保護者からの教育に関する相談に対応 するとともに、学校などと連携して子どものきめ細かな実態把握をします。また、医療教育相談員が子ども や保護者と面接を行い助言を行います。
- ・関係機関でネットワークを構築し、障がいのある子どもや発達が気になる子どもおよびその保護者に寄り添いながら、子どもの特性やライフステージに応じた切れ目ない支援を行える体制を構築します。





② 就学前の支援体制の充実

- ・幼稚園に、こうべ学びの支援センターや通級指導教室から担当教員や専門家などを派遣し、相談を受けるほか、巡回指導を行うなど支援の充実を図ります。
- ・保育所などにおいて、障がいのある子どもが教育・保育を受けられる「すこやか保育(障がい児保育)」を引き続き実施します。また、巡回指導研修などの機会を拡充し、援助技術の向上を図ります。
- ・総合児童センターにおいて、療育指導事業(発達クリニック)を引き続き実施します。また、拠点児童館においても発達の気になる親子のための講座などの充実を図ります。
- ・児童発達支援事業所や保育所等訪問支援事業所などにおいて、幼稚園、保育所、認定こども園などと連携し、 障がいのある一人ひとりの子どもに応じた支援をします。

③ 就学後の支援体制の充実

i) インクルーシブ教育システムの構築

・障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流を進めることにより、相互理解を促進し、豊かな人間性や共生社会への理解を育めるよう支援します。

ii) 通級指導体制の充実

- ・通級指導のニーズ増加に対応するため、小中学校の自校通級指導教室の設置などを進めていくほか、市立 高等学校在籍生徒の通級指導体制の拡充を図ります。
- ・こうべ学びの支援センターと通級指導教室の連携や役割分担により、身近な地域での専門相談対応を可能 にし、通級指導や在籍校への巡回相談などのきめ細かな支援を行います。

iii) 放課後の支援

- ・放課後等児童健全育成事業(学童保育)について、引き続き、保育所や幼稚園、小学校などと連携すると ともに、必要な施設改修や支援員の配置、巡回指導・研修などの支援を行います。
- ・放課後等デイサービス事業所などの障害児通所支援事業所に対しては、障がいのある子どもへの支援の質を 高めるため研修や作業療法士などの専門家の訪問などによる指導・助言の強化を図ります。また障がいのあ る子どもの支援に必要な情報の共有や適切なサービス提供ができるよう、学校や障害児相談支援事業所な どとの連携を進めます。





④ 重度の障がい・医療的ケアの必要な子どもへの対応

- ・医療的ケアにかかる看護師配置については、公立保育所への配置や私立保育所等への配置に係る補助制度、 私立幼稚園に対する訪問看護ステーションの利用にかかる経費の補助を行い、地域の偏りをなくします。ま た、放課後児童健全育成事業(学童保育)においても、医療的ケアの必要な児童などを支援します。
- ・市立幼稚園および小中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒については、看護師を派遣して医療的ケアの支援を行います。同様に、医療的ケアの必要な生徒が市立高等学校に進学した場合での対応を図ります。
- ・医療的ケアが必要なためスクールバスに乗車できない特別支援学校に在籍する児童生徒については、保護者 の負担軽減および本人の自立促進のため、看護師添乗による通学支援を推進します。
- ・放課後等デイサービス事業所において、重度障がいや医療的ケアの必要な児童・生徒を受け入れることがで きる事業所の確保に取り組みます。

⑤ 家族に対する支援

i)ペアレントトレーニング

- ・発達障がいのある(または疑いのある)子どもの保護者に対して、ペアレントトレーニングを引き続き実施し、 子育ての負担の軽減を図ります。
- ・自らも発達障がいのある子育てを経験した親をペアレントメンターとして養成し、発達障がいのある子どもを もつ親に対して、情報提供など共感的なサポートを実施します。

ii) レスパイトケア

・介護者の病気、出産、冠婚葬祭、旅行などの事情で在宅介護が困難になった場合も含め、ショートステイの 機能を充実させ、レスパイトケアを推進します。また、重度の障がいのある子どもも含む受け入れができる ように取り組みます。

⑥ 関係機関の連携と切れ目のない支援

i)連携による支援

・「神戸市療育ネットワーク会議」や「こうベ学びの支援連絡調整会議」などを通じて、障がい児支援に関する課題を全市的に共有し、学校現場とこども家庭センター、療育センター、障がい福祉サービス事業所など 関係機関が連携することで、療育体制の確立、情報の共有化を進めます。

ii)切れ目のない支援

・障がいや発達の気になる子ども一人ひとりの特性に応じた幼児教育、保育、療育を実現するため、「神戸っ子すこやかプラン 2024」や「神戸市教育振興基本計画」も踏まえつつ、子どもの成長に合わせた切れ目のない一貫した支援を実現します。

iii) 思春期世代から大人に至るまでの支援

・「神戸市発達障害児(者)支援地域協議会」において、発達障害者支援センターを中心に医療、福祉、障がい児福祉サービス事業所などの関係機関のネットワークを構築し、思春期世代から大人に至るまでに支援が切れてしまわないよう連携して支援します。





4) 就労に向けた支援

現状・課題

《一般就労》

- ・障がいのある人の就労のために必要な条件として、「職場に障がいの理解やサポートがあること」が最も多く、次いで「職場に障がい者に配慮した設備などが整っていること」が多くなっていることから、障がいのある人の特性や必要な配慮について雇用先企業へ周知・啓発することが課題となっています。
- ・ヒアリングから、一般就労の課題として、障がい特性に合わせた就労先・勤務形態を見つけるのに苦労する ことが挙げられています。特に、難病の場合や月に数日しか働けない人などの就労受け入れが難しいという 意見がありました。障がいのある人本人の特性や希望を踏まえた、働く場の確保や就労移行支援事業所など による適切なマッチングが課題となっています。
- ・ヒアリングから、職場定着の課題として、障がい者理解の不足や職場で悩みを相談できる人がおらず、仕事が続かない、福祉的就労に継続して通うのが困難であることが挙げられています。職場の環境変化などに応じた継続的な職場定着支援や、雇用先企業と障がいのある人の間をとりもつ第三者(相談、調整役)の配置が課題となっています。

《福祉的就労》

- ・実態調査から、就労継続支援B型事業所、就労移行支援事業所、地域活動支援センターなどを利用する人は、 前計画策定時と同様に一定数います。
- ・実態調査から、就労継続支援B型事業所の工賃収入をみると、平均額が 10,690 円となっており、全国での平成 30 年度平均工賃 16,120 円と比較するとやや低い傾向にあります。今後も工賃を引き上げる工夫をすることが必要となっています。

《就労形態》

・実態調査から、今後の就労希望について前回調査と比較すると、「在宅勤務や内職をしたい」の割合が増加しています。また、日中の過ごし方として、身体障がい者(64歳以下)や精神障がい者では「自宅で手作業やパソコン・インターネットなど(ICT)を使って仕事をしたい(在宅勤務)」との希望が一定数あります。

施策の方向性

① 一般就労に向けた支援・定着支援

i) 就労移行支援の推進

- ・全市的な就労支援拠点としてのしごとサポート中部や地域に密着した就労支援の拠点としてのしごとサポート 東部・北部・西部において、障がいのある人や雇用事業主への支援を実施します。
- ・しごとサポートにおいては、地域の福祉・医療機関やハローワーク、特別支援学校などとネットワークを構築し連携を図りながら、就労相談や職場開拓、職場定着支援など生活面にも配慮して支援します。
- ・就労移行支援事業所を紹介するパンフレットの作成・配布のほか、就労移行支援事業所オープン見学会を開催することにより、就労移行支援事業所の利用促進を図ります。





ii) 就労機会の拡大

(ア) 特例子会社の設立促進

・市内に特例子会社を新たに設立する事業主などに対する「神戸市特例子会社設立促進事業補助金」によって、 安定的な雇用の場の拡大に引き続き取り組むとともに、兵庫労働局やハローワーク、兵庫県の特例子会社設 立ワンストップ支援窓口などと連携します。

(イ) 身近な場所での職場や実習場所の確保

- ・障がいのある人の雇用事例を紹介するセミナーや訓練・就労現場見学会を通じて、雇用ノウハウを提供する とともに、ハローワークなどとの共催による合同就職面接会を実施します。
- ・各しごとサポートに配置しているしごと開拓員が、各種雇用支援制度や支援機関の紹介、障がい特性の説明 や雇用管理上のアドバイスを企業に対して行うなど、積極的な雇用啓発・職場開拓を行います。
- ・事業所との連携のもと、回復途上にある精神障がいのある人が、一定期間訓練を行う精神障害者社会適応 訓練などを推進します。

(ウ) 障がい特性に対応した就労支援

- ・精神障がいのある人および発達障がいのある人に対応するため、企業における障がい特性の理解、啓発やし ごとサポートでの精神・発達障害者就労支援員の配置など、就労支援の強化に取り組みます。
- ・各しごとサポートにおいて、障がい者手帳の有無にかかわらず相談に応じるほか、難病相談支援センターに おいて、ハローワークと連携し、難病のある人の就労支援を実施します。
- ・各しごとサポートでのマッチングや超短時間雇用創出コーディネーターなどを活用し、長時間の就労が困難な障がいのある人に対して、週20時間未満の超短時間雇用を引き続き推進します。

自分にあった、働き方で ~超短時間雇用創出プロジェクト~

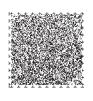
働きたいけど、障がいの特性などから長時間働くのは難しい・・・。誰もが自分にあった働き方で社会参加ができるよう、東京大学との共同事業で週20時間未満(超短時間)の雇用を創出する取り組みを進めています。

「超短時間雇用創出コーディネーター」が企業開拓を行い、各しごとサポートと連携して週20時間未満の働き方を実現させる取組みです。本人の希望や状況を聞き取り、企業見学や作業体験を通して適性を確認します。企業側に対しては、任せたい仕事を選ぶ「業務切り出し」やマニュアル作りの支援など、障がいのある方が働きやすい環境を整える手助けを



飲食店での調理補助業務の様子(週14時間)

します。また、働き始めてからも、本人との面談や職場の方の意見を伺うなど、働き続けるためのバックアップを行っています。それぞれの状況にあった多様な働き方を可能にし、障がいのある方が社会で能力を発揮する機会を提供しています。





iii) 就労定着支援および離職者への支援

- ・就労移行支援事業者、就労定着支援事業者、しごとサポート、ハローワークなどが連携して、障がいのある人、 家族、企業などに助言するなど、就労後の支援をきめ細かく行います。また、離職した障がいのある人が 再度就職できるように連携して支援します。
- ・障がいのある人を雇用した企業に対し、研修などを通じて障がいについての理解促進を図ります。

② 福祉的就労の促進

i) 就労機会の拡大

(ア) 企業などとの連携による福祉的就労の場の確保

・企業内における障がいのある人の生産活動を促進することにより、福祉的就労の場の確保・拡大を図ります。

(1) 農業分野での福祉的就労や商品力向上の取り組みへの支援

- ・高齢化などによる担い手の減少などが課題となる中で、農作物の栽培・加工・販売、農作業ができなくなった近隣農家の支援を通じた就労拡大など、障がい特性や地域特性に対応した多様な働き方の一つとして農福連携に取り組みます。
- ・専門家などと連携して商品開発に取り組む障がい福祉サービス事業所を支援することで、商品力の向上を図り、売上増加、工賃の向上を図ります。

ii) 市や企業からの受注の拡大

- ・「障害者優先調達推進法」(平成 25 年4月施行)により作成した「障害者優先調達推進方針」に基づき、 障がい福祉サービス事業所などへの商品・業務発注を推進します。
- ・企業などに対して、障がい福祉サービス事業所などへの商品・業務発注を働きかけ、販路の開拓を支援することで、工賃の向上を図ります。

iii) 生産活動への支援

- ・「神戸ふれあい工房」において、外商販売や新たな販路開拓を進め、売上拡大を図ります。
- ・自立支援協議会など関係機関とも連携しながら、役務発注企業の情報を障がい福祉サービス事業所などに 提供するなど、企業とのマッチングを進めます。
- ・事業所が作成する商品や活動内容などを紹介するウェブサイトを設け、事業所の商品やイベント情報などを タイムリーに発信し、販路拡大や売上増加につなげます。
- ・しごとサポートに配置したしごと開拓員による企業への営業活動に積極的に取り組みます。

③ 多様な働く機会の確保

・障がいのある人が、短時間労働や在宅就労、自営業など多様な働き方を選択できる就労機会の拡大を図ります。特に、事業所の協力のもと ICT を活用した在宅就労を行えるよう支援します。





④ 就労移行支援事業所などの支援技術の連携・向上

- ・障がいのある人の就労において、就労支援関係者が集まる地域ネットワーク会議を開催し、情報の共有化な どネットワーク構成員の連携を図り、きめ細やかな支援を行います。
- ・就労移行支援事業所や就労継続支援事業所をはじめとする障がい福祉サービス事業所などの支援者を対象 としたスキルアップ研修会を開催します。

5) 社会参加への機会促進

現状・課題

《居場所》

- ・実態調査から、今後参加したい活動として、「自分たちと同じ障がいのある人の話し相手・相談相手、支援活動」 の希望があり、「障がい者同士のサークル、啓発イベントなどを通した交流の場がほしい」などの意見も多 数寄せられていることから、当事者同士の交流・情報交換の場の確保(創出)が課題となっています。
- ・ヒアリングからも、障がいのある人同士が気兼ねなく余暇を楽しめる機会や情報交換する機会が求められています。特に、子どもには放課後等デイサービスがある一方で、作業所に通う人は作業終了後に余暇を過ごす居場所がないことが課題となっています。

《情報保障》

- ・実態調査から、障がい福祉サービスの情報源をみると、「市の広報紙・パンフレットなど」が最も高く、次いで「各区役所」「医療機関、主治医」となっています。また、「家族や親戚」「友人・知人、仲間」など、身近な人からの情報提供の割合も高くなっています。
- ・実態調査では、パソコン、携帯電話・スマートフォンの使用における介助・支援の必要性が全体で3割台に とどまり、ICT 機器による情報アクセスが困難である人も一定数みられます。「高齢者、障がい者は情報を 本人で得ることは困難であるため、わかりやすくしてほしい」「必要なサービスなどの情報についてはがき・ 電話などで知らせてほしい、もっと情報発信してほしい」という意見も寄せられています。障がい特性や高 齢などで情報アクセスが困難な人もおり、障がい種別、年齢、居住形態などの対象者に合わせて効果的に 発信することが必要となっています。
- ・ヒアリングから、情報アクセス・コミュニケーションについて、「神戸市みんなの手話言語条例」が施行されているが、手話が市民にとって身近になったとは言いがたいという意見があり、手話、要約筆記をより活用していくことが必要となっています。

《 バリアフリーなど 》

・実態調査から、外出時の課題については、「介助者がいないと外出できない」「バスや鉄道などの便が少ない」 「休憩できる場所が少ない」などが挙がっており、また、「道路や歩道の凸凹、段差、草木などにより歩きづらい、 段差などの目印がほしい」などバリアフリーへの対応が課題となっています。





施策の方向性

① スポーツ・文化芸術活動などの促進

i) 障がい者スポーツ・パラスポーツ

- ・障がいのある人が日頃から障がい者スポーツに親しめる場を引き続き確保し、障がい者スポーツ大会への参加につなげます。
- ・地域団体やスポーツ関係者と連携を図り、地域の方々が地域のスポーツ施設や学校などを利用して、身近に 障がい者スポーツ・パラスポーツに参加できる機会を増やすことにより、健康づくりや障がいへの理解を促 進します。

ii) 文化芸術活動

- ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成 30 年6月施行)により策定した「神戸市文化芸術 推進ビジョン」に基づき、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮および社会参加を促進 します。
- ・障がいのある人の暮らしを豊かにするため、音楽コンサートや美術作品の展示会など障がいのある人が参加 する様々な文化活動についての情報を収集・発信していくことで、障がいのある人の文化活動への関心を高め、 文化活動の振興を図ります。

② 地域での交流促進・居場所づくり

- ・地域活動支援センターでは、創作活動や生産活動の機会の提供および地域との交流を促進します。また、 障がいのある人同士が余暇を楽しめる機会や情報交換する機会を充実します。
- ・街頭やイベントなどでの「ふれあい商品」の販売、特別支援学校での行事開催などを通じて、障がいのある 人とない人の相互理解を促進します。

③ 情報アクセス・コミュニケーションの保障

i) 相談窓口の連携・アクセス向上

・障がいのある人が、身近な場所で福祉サービスにアクセス (到達) しやすくするため、各相談窓口、関係機関・関係者間の連携を進めます。

ii) ICT の活用による情報提供や各種手続きの推進

- ・情報提供にあたっては、インターネットや電子メールなど ICT の活用を図るため、日常生活用具費支給事業による情報・通信支援用具(パソコン周辺機器・ソフトウェア)を支給します。
- ・移動が困難な障がいのある人の情報アクセスが容易になるよう、各種手続きの電子申請の推進や ICT の活用を進めます。





iii) 障がい特性に配慮した情報発信の強化およびコミュニケーション支援

- ・手話や点字、音声コードの添付など障がい特性に合った方法により、障がいのある人に配慮した情報提供を 行うとともに、その情報発信の手段について、市民の理解の促進と普及を進めます。
- ・手話通訳者や要約筆記者、ICT の活用などを通じて、コミュニケーション手段の確保を図ります。また、手 話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向けの通訳・介助員の養成に取り組みます。

iv)市立点字図書館・市立図書館における読書環境整備の推進

- ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年6月施行)に基づき、関係機関によるネットワークの構築など、視覚障がいのある人などの読書環境の整備を推進します。
- ・市立点字図書館において、点字図書や点字資料、デイジー図書の閲覧や貸し出し、読み書き・対面朗読サービス、広報紙 KOBE 点字版・デイジー版の発行、公文書の点字化などのサービスを行います。また、地域における啓発・福祉体験活動の実施とともに、視覚障がい者用機器の相談や講習会を充実します。
- ・市立図書館では、館内に拡大読書器やデイジー図書再生機を設置するとともに、障がいのある人が利用しや すい書籍(大活字本や LL ブックなど)、文字の拡大機能や読み上げ機能のある電子書籍を充実します。また、 身体に障がいがあり来館が困難な人に郵送貸出サービスを行います。

④ 外出のための支援

i)外出・移動への支援

・利用者のニーズを把握しながら、ガイドヘルプ(移動支援)・同行援護・行動援護など、社会参加の推進を 図る外出・移動を支援する事業を実施します。

ii)補助犬の啓発

・身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)が、公共施設や公共交通機関だけでなく、ホテルやレストランなどにおいても原則受け入れが義務付けられていることを市民に正しく理解してもらうため、啓発活動に取り組みます。

iii) 福祉乗車制度・タクシー利用助成・自動車燃料費助成の実施

- ・障がいのある人の社会参加の促進のため、福祉乗車制度、重度心身障害者タクシー利用助成、自動車燃料 費助成を長期的に維持できるよう努めます。
- ・その他、障がいのある人の社会参加促進につなげる移動支援施策を検討します。

iv) 精神障がい者割引

・各公共交通機関が実施している運賃の割引制度について、精神障がいのある人についても対象に含まれるよう働きかけをします。





⑤ ユニバーサルデザインのまちづくり

i) ユニバーサルデザインの普及・啓発

・誰もが安心して快適に暮らすことのできるユニバーサル社会の実現のため、ユニバーサルデザインの考え方を 市民に広く啓発し、一人ひとりを大切にする意識づくりを進めます。

ii) バリアフリー化の推進

- ・「神戸市バリアフリー基本構想」に基づき、建築物、道路、公園などのバリアフリー化を進め、誰もが暮ら しやすいまちづくりに取り組みます。また、市民に対してユニバーサルデザイン推進のための講座や啓発事 業を実施するなど「心のバリアフリー」を引き続き推進します。
- ・令和3年度に、ハード対策も加え「心のバリアフリー」の観点からソフト対策も強化した、新しい「神戸市バリアフリー基本構想」を策定します。

iii)「神戸市みんなの手話言語条例」による手話の普及

- ・出前講座や、大人だけでなく子ども向けの手話講座も開催し、聴覚障がいへの理解や手話を身近に感じても らえる機会を増やします。
- ・手軽に手話に触れる機会をつくるために、市ホームページにて手話動画の公開を行います。

6) 権利擁護・差別の解消

現状・課題

- ・実態調査では、差別や偏見を受けた経験がある人が全体で約4分の1、特に知的障がい・発達障がいのある人については高くなっています。差別や偏見を受けた場所としては、学校や職場・アルバイト先が多くなっています。
- ・一方で、障害者差別解消法を知っている障がいのある人や差別を受けた際の相談窓口を知っている障がいの ある人は少数にとどまっています。
- ・ヘルプマーク・ヘルプカードを知っている人は全体の約3分の1程度にとどまっています。
- ・学校や職場などにおいて、障がいについて理解を促すことや、障がいのある人に障がいのある人の権利や相 談先があることについて周知を促すことが必要となっています。
- ・国の障害者基本計画のとおり、障がいのある人が必要なサービスを受けられるように支援することや、財産管理や消費活動などにおいて不利にならないようにすることが課題となっています。

施策の方向性

① 啓発

i) 各種啓発事業の実施

・障害者週間やふれあいのまち KOBE・愛の輪運動、各区の自立支援協議会が開催する講演会やイベントなどを通じて、障がいや障がいのある人についてより理解を深められるよう啓発を行います。





- ・子どもに対して、学校教育の場を中心に福祉教育や特別支援学級・特別支援学校との交流、トライやる・ウィークやワークキャンプなど、障がいのある人とない人の交流機会の拡大や福祉活動の体験学習をする機会を確保します。
- ・市職員に対して職員研修などを実施し、障がいについての理解を深めます。
- ・産業界などと連携することで、障がいへの理解を促進し、障がいのある人の就労につなげます。
- ・発達障がいや難病、高次脳機能障がいなどの障がいのある人の日常生活や生きづらさを正しく理解するため の啓発などを行います。
- ・その他、あらゆる機会を活用し、市民の幅広い障がい者への理解を得られるよう啓発を行います。

ii) ヘルプマーク・ヘルプカードなど障がいのある人に関するマークの普及啓発

- ・引き続き、ヘルプマーク・ヘルプカードの周知や配布場所の拡大に取り組みます。
- ・その他、障がいのある人に関するマークの普及啓発を行い、障がいについての理解を促します。

ヘルプマーク・ヘルプカード

「ヘルプマーク」は、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助が得やすくなるように作成したマークです。

「ヘルプカード」は、緊急連絡先や必要 な支援内容などを記載し、災害時や日常生 活で困ったときに、周囲に提示することで 自己の障がいなどへの理解や支援を求めるためのものです。

ヘルプマーク・ヘルプカードは、区役所 や障害者相談支援センター、神戸市営地下 鉄各駅などで希望する方に配布しています。また、ヘルプカードは神戸市ホームページからダウンロードし、印刷してご利用いただくことも可能ですので、ぜひご活用ください。



② 障がいのある人への差別解消

- ・「障害者差別解消法」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることない共生社会の実現に向け、出前トークや各種イベントへの出展などを通して障がいのある人に対する差別の解消を目指します。
- ・「障害を理由とする差別に関する相談窓口」において、必要に応じて相手方への状況確認や法の説明を行い、 可能な代替案の提供がないかなど建設的な対話の実現に努めるほか、他により適切な専門機関がある場合 はつなぐなど、はしわたしの役割を果たします。
- ・市職員は、障害者差別解消法に基づき策定した「障害を理由とする差別の解消に関する神戸市職員対応要領」 を遵守します。また、障害者差別解消法や障がいに関する知識を深める研修を階層別に実施し、より適正 な市民対応を図ります。
- ・障がい者差別の解消に向けた取り組みを進めるため、「障害者差別解消支援地域協議会」において地域の関係機関ネットワークを構築し、相談事例の共有や情報交換などを行います。
- ・引き続き、国の法見直しに係る動きを注視しながら、差別解消に向けた施策を検討します。





③ 障がいのある人への虐待防止

- ・養護者等や施設従事者、使用者からの虐待があった場合は、「障害者虐待防止センター」の相談窓口で受け付け、必要に応じて緊急的な一時保護のための施設を確保するなどの対応をするとともに、区役所や障害者相談支援センターなどにおいて障がいのある人や養護者に対する支援を継続的に行います。
- ・施設従事者や使用者からの虐待について未然防止を図るため、適切な支援方法の研修を行います。また、 障がい福祉サービス事業所などに対し、虐待防止にかかる従業者への研修の実施や虐待防止のための責任 者の設置、虐待防止のための委員会の設置および検討結果の周知徹底を求めます。
- ・「障害者虐待防止センター」の周知を図り、障がい者虐待を発見した人による速やかな通報を促します。また、 障害者虐待防止法に通報義務の定められていない医療機関などに対しても、通報制度などを積極的に周知 するとともに、虐待の未然防止と適切な指導を行います。

④ 成年後見制度などの利用促進

※「成年後見利用の促進に関する法律」(平成28年5月施行)に基づく、市町村計画に位置づけます。

i)成年後見制度の周知・利用促進

- ・各区の「成年後見制度の利用手続き相談室」において市民からの相談に応じるほか、出前トークなどの説明 会を実施し、成年後見制度の周知を図ります。また、成年後見セミナーを開催し、周知と併せて、後見活 動を行う市民の資質向上を図ります。
- ・障害者相談支援センターが成年後見支援センターなどと協力し、成年後見制度の利用が必要な方の早期発 見・相談を行い、本人の権利擁護につなげます。
- ・成年後見支援センターにおいて、市民後見人の養成研修などを実施し、後見人担い手の養成および活動を 支援します。また、弁護士や司法書士などの専門職による相談を実施し、書類作成の業務補助を受けること ができる環境を整備します。さらに、専門職団体や関係機関からの協力を得ることのできる地域連携ネット ワークの構築を目指します。

ii) 福祉サービス利用援助の活用促進

- ・こうべ安心サポートセンターにおいて、判断能力が不十分などの理由で日常生活を営む上で支障のある障がいのある人に、日常的金銭管理サービスなどを行う福祉サービス利用援助事業を実施します。
- ・サービス利用者の判断能力の低下に伴い、成年後見人の選任などが必要となった場合には、成年後見支援 センターと連携し、成年後見制度への移行が円滑に行われるよう支援します。

⑤ 選挙における障がいのある人への配慮

- ・点字や音声など、多様な手段を用いて選挙に関する情報を提供します。
- ・移動に困難を抱える障がいのある人に配慮した投票所のバリアフリー化、障がいのある人の利用に配慮した 投票設備の設置など、投票所における投票環境の向上に努めます。





- ・投票事務従事者に対して、事前の研修を実施し、障がいのある人が投票所に来た際にそれぞれの障がい特性に応じたきめ細やかな対応ができるように取り組みます。
- ・障がいのある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の実施などの取り組みを促進します。 指定病院などにおける不在者投票、郵便などによる不在者投票の実施の促進により、選挙の公正を確保し つつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会を確保します。

⑥ 消費者としての障がいのある人への配慮

・「神戸市消費生活あんしんプラン 2025」に基づき、障がいのある人に消費生活センターや消費者ホットラインを周知するとともに、商品やサービスに関する契約トラブルにあった場合でも、障がい特性に配慮した消費生活相談を実施し、解決に向けた助言などを行います。

7) 人材の確保・育成、資源の確保

現状・課題

- ・ヒアリングにおいて、障がいのある人にもっと寄り添った相談支援を求める声がありました。また、市職員の 障がい福祉制度に関する知識が不十分な場合があるとの指摘がありました。
- ・国は地域共生社会の実現を目指しており、複雑化・多様化した課題を抱える人を身近な地域で見守り、また 支え合うため、様々な関係者・関係機関を巻き込んだ地域づくりが課題となっています。
- ・ヒアリングにおいて、障がいのある本人が高齢化した場合や障がいのある人の家族に高齢者がいた場合に、 そうした事情を考慮したケアプランを作成できる介護保険のケアマネジャーがいないという声がありました。
- ・福祉の人材が限られる中、福祉分野で人材を奪い合うのではなく、人材を有効活用し、介護保険や障がい 福祉両方に対応できる人材を育成するとともに、両者に対応できるサービスを増やしていくことが課題となっ ています。

施策の方向性

① 介護人材の確保

- ・合同就職説明会へ介護事業者の参画を呼びかけるなど、介護人材の確保に取り組みます。
- ・事業所が新たに正規職員を採用した場合に、事業所に対して住宅手当支給額の補助を行うことなど、介護 職員の処遇改善を図ります。
- ・事業所における ICT の活用や介護ロボットの導入について支援することにより、介護職員の負担軽減や業務改善をすすめ、働きやすい職場環境づくりを行います。
- ・介護の仕事の魅力向上に取り組むとともに、介護職の魅力をアピールします。





② 職員研修の充実

i) 障がい福祉サービス事業所の職員への研修

- ・職員の資質向上を図るため、市民福祉大学や介護サービス協会において研修を実施します。年次に応じた初 任者研修、中堅研修、施設長研修などだけでなく、年次に関わりなく必要なテーマについて広く研修を受講 できるよう取り組みます。
- ・「障害施設職員スキルアップ研修」を拡充し、仕事への意欲向上や施設を超えた仲間づくりによる離職防止 につなげます。また、研修に参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・県が実施する福祉人材の確保・質の向上に向けた研修について、各サービス提供事業所に情報提供を行い、 介護従事者の人材確保・育成に取り組みます。

ii)市役所・区役所の職員の対応力の向上

・障がい福祉制度に関わる市役所・区役所職員の知識・能力の向上を図るため、支援に関するマニュアルの整備や各種研修への受講促進、障害者相談支援センターとの個別のケース検討や情報共有などにより、対応力の向上を図ります。

③ 地域での担い手の育成

i) 身近な支援の担い手の発掘

- ・障がいサポーター養成講座などの啓発活動を通じて、専門的な知識がなくても、日常生活のなかで障がい のある人を支える身近な支援の担い手を発掘します。
- ・ボランティアセンターにおいて、ボランティアをしたい人とボランティアを必要とする人のコーディネートを行 うほか、講座を実施するなど、ボランティアの養成を図ります。

ii) 地域福祉のプラットフォームの構築

・複雑化・多様化する問題に対応するため、各区に設置した障がい福祉関係者(障害者相談支援センター・ 障がい福祉サービス事業者・身体障害者相談員・知的障害者相談員など)により構成される自立支援協議 会と、地域の民生委員・児童委員、自治会、婦人会、ふれあいのまちづくり協議会、地域福祉ネットワーカー などの地域の社会資源が連携し、地域の障がいのある人の生活を支援します。

④ 介護保険と障がい福祉サービスの知識を併せ持つ人材の育成

- ・限られた福祉人材を有効に活用するため、介護保険の知識と障がい福祉施策の知識の両方を持つ人材を育成します。また、高齢の親と障がいのある子どもを一体的に支援するため、ケアマネジャーや介護保険事業者に対して、障がいのある人に関する知識を深める研修を実施します。
- ・介護保険事業所および障がい福祉サービス事業所に対して、介護保険および障がい福祉サービスに関し相 互に情報提供を行うことで、複雑化・多様化する課題への対応力の向上を図ります。





8) 包括的支援体制の構築

「(1)生活支援サービスの充実」から「(7)人材の確保・育成、資源の確保」までの横断的な課題として、相談支援や支援体制の包括化、情報共有が挙げられます。本項目において、これらの横断的な課題を取り上げ、各施策をより効率的・効果的に実施していくための体制を示します。

現状・課題

【相談支援体制】

「関連:(1)生活支援サービスの充実、(2)地域移行・地域生活のための支援、(3)障がいのある子どもへの対応]

- ・障がいのある人の身近な相談機関である障害者相談支援センターを知らない人が多いという意見があり、周知が課題となっています。
- ・自立支援協議会において、障害者相談支援センターや障害者地域生活支援拠点などの役割がわかりにくい という意見があり、わかりやすい体制づくりを進めていくことが必要です。
- ・相談支援事業では、利用者個々の障がい特性やニーズを受けとめた計画作成が求められますが、限られた障がい福祉サービスなどの社会資源から、利用可能な事業所を見つけることに多くの時間が必要となるため、 関係機関の連携や情報共有を進めていく必要があります。
- ・障がいのある人のニーズの複雑化・多様化に伴い、区役所の対応力の向上やノウハウの共有化が求められてます。また、相談窓口が身体・知的障がいと精神障がいで分かれており、複数の障がいがまたがるような総合的な相談がしにくいという声もありました。

【支援体制の包括化】

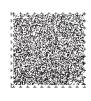
[関連:(2)地域移行・地域生活のための支援、(7)人材の確保・育成、資源の確保]

- ・障がいのある人と高齢の親が生活している世帯、障がいのある子どもと介護が必要な高齢者を抱える世帯など、複合した課題を持つ世帯に対して、障がい福祉サービス・介護保険サービスなどの個別の福祉サービス や支援だけではなく、家族全体のケアを考える視点が必要であるという意見がありました。
- ・多様で複雑な課題を解決するには、福祉に限らず、地域全体で様々なサービスや資源を補い合える体制づく りが必要です。
- ・国において、障がいを含む多様な課題を抱える「ひきこもり」に対する政策が進められており、本市においても、 関係機関などと連携し、相談支援などを包括的に実施していく必要があります。

【情報共有】

[関連:(3) 障がいのある子どもへの対応]

・障がいのある子どもへの対応において、幼稚園・保育所・学校や放課後等デイサービス事業所などの関係 機関で子どもの情報が十分に共有できていない場合があるとの指摘があり、障がいのある子どもの成長に 応じた支援につなぐフォローができるよう、情報の共有が課題となっています。





施策の方向性

① 相談支援体制の強化・見直し

- ・相談支援事業所などの人材確保支援事業などにより、新規立ち上げや体制強化を支援します。また、ひと つの事業所に相談支援員を複数人配置する体制を推進します。
- ・障害者地域生活支援拠点と障害者相談支援センターとの役割を整理し、より効果的でわかりやすい相談支援体制を構築します。
- ・障がいのある人の抱える複雑化・多様化した課題については、相談支援の核である区役所や障害者相談支援センターが障がいのある人やその家族の相談を受け止め、適切な支援機関につなげるため、ケース会議の開催などを通じて職員のスキルアップを図ります。
- ・区役所職員に対して、研修の充実や研修への参加の促進、ノウハウの共有化を進めます。

② 支援体制の包括

- ・令和2年6月に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。 地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、 区役所や障害者相談支援センターが高齢者、子どもなど他の分野の相談機関などと密接な連携がとること ができる包括的な支援体制を検討します。
- ・社会問題化している「ひきこもり」の問題は、現行の社会保障の各制度が対応できていない課題が顕在化した「制度の狭間」の問題です。「ひきこもり」は個人や家族の責任ではなく「社会的孤立」という社会的な課題として捉え、市民や事業者との協働のもと、さまざまな社会資源を活用することにより、早期支援・長期化防止に取り組みます。
- ・障害者地域生活支援拠点における見守り支援事業などにおいて、これまで障がい福祉サービスなどにつながっていなかった方の情報を把握し、それぞれ必要な支援機関につなぐことができる体制構築を目指します。

③ 情報共有・ICT 化の推進

- ・行政機関・相談窓口・障がい福祉サービス事業者・医療機関・介護保険事業者などとのネットワークを構築するとともに、感染症などへの対応など新たな課題に対応していくため、情報の共有・活用を進めます。
- ・関係機関の拡大や調整、会議、研修などが増えていく中で、障がい福祉に係る情報や対応事例、活用可能 な社会資源のデータ、e - ラーニングなどの研修手法、WEB 会議などのツールを活用することで、迅速な 情報共有・把握や移動時間などの削減など、効率や効果を高めていく取り組みを進めます。
- ・その他、個人情報の保護やセキュリティ、デジタル・ディバイド(情報格差など)に十分配慮しつつ、対面 が必要な支援は何かを見極めながら、ICT活用について検討を行います。





第3部]第6期神戸市障がい福祉計画・ 第2期神戸市障がい児福祉計画

- ※第6期神戸市障がい福祉計画は、「第6期」と表記する。
- ※第2期神戸市障がい児福祉計画は、「第2期」と表記する。
- ※第5期神戸市障がい福祉計画(計画期間:平成30年~令和2年度)は、「第5期」と表記する。
- ※第1期神戸市障がい児福祉計画(計画期間:平成30年~令和2年度)は、「第1期」と表記する。
- ※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)【最終改正令和二年厚生労働省告示第二百十三号】は、「国の基本指針(第6期)」または「国の基本指針(第2期)」と表記する。
- ※本計画において新たに設けられた成果目標、見込み量については、【新】と表記する。

第1章 成果目標について

1) 福祉施設の入所者の地域生活の移行

① 障害者支援施設から地域生活への移行者数

第5期では平成28年度末時点の施設入所者数1,361人の9%以上(123人以上)を地域移行できるように進めてきました。国の基本指針(第6期)では令和元年度末時点の入所者の6%以上を地域移行するように求められており、第6期においても、令和元年度末時点の施設入所者数1,316人の6%以上(79人以上)が令和5年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

② 施設入所者の削減

国の基本指針(第6期)では、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の1.6%以上削減することを求められていますが、障がいのある人の高齢化に伴い、障がいの程度も重度化するなどの状況に鑑み、第6期においても、第5期に引き続き施設入所者数の数値目標は設定しないこととします。

なお、重度障がい対応型も含めたグループホームの増設と市内の地域偏在の解消、地域移行のための地域資源の充実に努め、障がいのある人が地域で暮らせるように取り組みます。

また、入所者の居住環境の向上や地域における施設の役割の検討も引き続き進めます。

	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末まで)
障害者支援施設から 地域生活への移行者数	115 人 (平成 29 ~ 令和元年度合計)	79人以上
施設入所者数	1,316 人 (令和2年 3月時点)	数値目標なし





2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 退院後1年以内の地域における平均生活日数

国の基本指針(第6期)において、地域における精神保健医療福祉体制の整備状況を評価するために新たに追加された指標で、精神障がいのある人の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることと示されています。

ただし、この指標は都道府県に対して設定するように示された項目であり、今後の実績数値に関しても国から都道府県に対してのみ示される予定のため、第6期では数値目標を設定しないこととします。

② 入院後の退院率

国の基本指針(第6期)に則り、精神障がいのある人の早期退院に向けて、入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点での退院率を86%以上、入院後1年時点での退院率を92%以上とすることを目標とします。なお、今後も国から各市町村ごとの実績データが示されない場合は、本市でデータ抽出が可能な医療保護入院患者の退院率で評価します。

③ 長期在院者数の減少

精神病床における長期入院患者の地域移行を進めるため、令和5年度末時点で65歳以上の1年以上長期入院患者数を737人以下に、65歳未満の1年以上長期入院患者数を489人以下にすることを目標とします。なお、この目標値は兵庫県が国の基本指針(第6期)で示された計算式に基づき算出し各市町に示したものです。目標達成に向けて、第6期兵庫県障害福祉推進計画と連携して進めていきます。

※兵庫県において、国が示した推計ワークシートを用いて県全体の目標値を算出し、その目標値に各市町ごとの1年以上長期入院患者数の割合で案分することで算出している。

		実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末まで)
退院後1年以内の地域における 平均生活日数【新】		_	数値目標なし
	3ヶ月	68.8%*	69% 以上
入院後の退院率	6ヶ月	84.6% [*]	86% 以上
	1年	90.9%*	92% 以上
長期在院者数	65 歳以上	958人	737人 以下
(1年以上)	65 歳未満	641人	489人 以下

※医療保護入院患者の退院率





3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針(第6期)では、令和5年度末までに、市内に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保することが求められています。

本市においては、令和元年度末時点において、すでに地域生活支援拠点(障害者地域生活支援拠点)を6 か所設置していることから、令和5年度末までに全区(9か所)に設置することを目標とします。

また、国の基本指針(第6期)では、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年一回以上運用状況を 検証および検討することが新たに求められており、本市もこれに則った目標とします。自立支援協議会などの 意見を踏まえ、地域生活支援拠点としてのあり方、地域資源との連携などについても併せて検証および検討を 行います。

	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末まで)
地域生活支援拠点等の整備	6か所 (灘区、兵庫区、北区、須磨区、垂水区、西区)	各区に整備(9か所)
運用状況の検証および検討【新】	_	年1回以上実施

4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

第5期では、福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて一般就労に移行する者について、平成28年度の一般就労への移行実績(296人)の1.5倍(444人)を目標に進めてきました。

国の基本指針(第6期)に則り、第6期では、令和5年度中に令和元年度の一般就労への移行実績(304人)の1.27倍以上とすることを目標とします。

また、国の基本指針(第6期)では、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業および就労継続支援B型事業について、それぞれの目標値もあわせて定めることが新たに求められており、本市もこれに則り、以下のように目標設定を行います。

【就労移行支援事業】

一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績(191人)の1.30倍以上とすることを目標とします。

【就労継続支援】

就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績(36人)の1.26倍以上、就労継続支援B型事業については令和元年度の一般就労への移行実績(77人)の1.23倍以上を目標とします。





② 一般就労移行者のうち就労定着支援事業者の利用者割合

国の基本指針(第6期)において、一般就労への定着を進めることも重要であることから、第6期で新たに追加された指標です。国の基本指針に則り、就労定着支援事業の利用者数について、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

③ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所割合

国の基本指針(第6期)において、上記の目標と合わせて新たに追加された指標です。国の基本指針に則り、 就労定着支援事業の就労定着率について、令和5年度に、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以 上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

	実績 (令和元年度)		目標 (令和5年度末まで)
	304人		390人以上
福祉施設からの	うち、就労移行支援事業【新】	_	249人以上
就労移行者数	うち、就労継続支援A型【新】	_	46人 以上
	うち、就労継続支援B型【新】	_	95人 以上
一般就労移行者のうち 就労定着支援事業者の利用者割合【新】		_	福祉施設から一般就労に移行 する者のうち7割以上が利用
就労定着率8割以上の 就労定着支援事業所割合【新】		_	事業所全体の7割以上

5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

国の基本指針(第2期)において、各市町村に児童発達支援センターを1か所以上を配置、全市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが求められています。

本市においては、すでに児童発達支援センターについては市内で8か所(令和元年度時点)および保育所等訪問支援については市内で13か所(令和元年度時点)の事業所が指定を受けて事業を実施しているため、第2期では数値目標は設定しません。各事業所が、保育所や学校などの関係機関と連携し、よりよい支援ができるよう取り組みます。

今後も、地域間バランスを考慮しながら、必要数の整備が図られるよう支援を検討していくとともに、各事業で提供される支援内容の充実に向けた取り組みを進めます。





② 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針(第2期)において、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービスを各市町村に1か所以上確保することが求められています。

本市においては、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は市内で8か所(令和元年度時点)および重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスは市内で15か所(令和元年度時点)の事業所が指定を受けて事業を実施しているため、第2期では数値目標は設定しません。

今後も、地域間バランスを考慮しながら、医療的ケアが必要な重症心身障がい児も含めた受け入れ促進に 向けた取り組みを進めます。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置

国の基本指針(第2期)において、医療的ケア児支援のための、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置および医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが求められています。

本市においては、医療的ケア児支援のための協議の場として「神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業実施にかかる有識者会議」や「神戸市療育ネットワーク会議」を設置しているため、第2期では目標設定はしません。これらの場において、引き続き医療的ケア児支援のための関係機関の協議を進めます。

また、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置については、国の基本指針(第2期)で新たに追加された指標ですが、本市では令和元年度よりコーディネーターを配置しています。医療的ケア児の地域生活における支援体制の推進を図るため、医療的ケア児のニーズを的確に把握し、関係機関との総合調整を行う医療的ケア児等コーディネーターの育成・配置の取り組みを進めます。

	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末まで)
児童発達支援センターの設置	8か所	目標設定なし
保育所等訪問支援を利用できる 体制の構築	13 か所	目標設定なし
重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所の確保	8か所	目標設定なし
重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービスの確保	15 か所	目標設定なし
医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場の設置	設置済み	目標設定なし
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置【新】	配置済み(1人)	複数人配置





6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針(第6期)において、第6期で新たに追加された指標です。国の基本指針では、令和5年度 末までに、基幹相談支援センター等において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制 の強化を実施する体制を確保することが求められています。

本市においては、障害者相談支援センターにおいて地域の障がいのある人の様々な相談を受け障がい福祉サービスなどにつなぐほか、地域の関係機関などと連携して障がいのある人に対して総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、基幹相談支援センターにおいては、障害者相談支援センターや相談支援事業所の研修を充実させるなどの人材育成を実施し、市全体の相談支援体制の強化に取り組んでいます。このようにすでに体制を確保しているため、第6期では目標は設定しません。

引き続き、障害者相談支援センターと基幹相談支援センターが連携し、相談支援体制の充実・強化に取り 組みます。

	目標
総合的・専門的な相談支援の実施および 地域の相談支援体制の強化を実施する 体制の確保【新】	目標設定なし

7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針(第6期)において、第6期で新たに追加された指標です。国の基本指針では、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを求められています。

本市においては、市で実施している新任研修や県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加の促進、自立支援審査支払等システムの審査結果の活用、障がい福祉サービス事業所に対する指導監査結果の活用などを実施する体制を構築しているため、第6期では目標は設定しません。

引き続き、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを進めます。

	目標
障がい福祉サービス等の質を向上させるための 体制の構築【新】	目標設定なし





第2章 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策

1) 訪問系サービス

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて第6期の見込み量を設定します。

居宅介護、同行援護、行動援護については第5期において利用が増加傾向にあり、今後もニーズが高いと考えられることから、第6期においても増加する見込み量を設定します。

重度訪問介護は第5期において微減傾向にあり、第6期でも微減とした見込み量を設定します。

重度障害者等包括支援については、全国的にも事業所および利用者ともに実績が少なく、現在のところ、本市において利用実績がないサービスのため、数値目標は立てませんが、引き続き事業所へ周知を図ります。 なお、訪問系サービスを含むガイドライン(支給量審査基準)について引き続き検討します。

	224 / * -	実	績	見込(量)	ģ	第6期見込(量)	
内 容	単 位	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
訪問系サービス	利用者数 (人 / 月)	3,840	4,051	4,581	5,199	5,920	6,758
(合計)	延べ時間 (時間/月)	128,638	132,165	142,724	154,862	168,952	185,251
居宅介護	利用者数 (人 / 月)	3,019	3,217	3,741	4,350	5,059	5,883
冶七八碳	延べ時間 (時間/月)	58,193	60,551	70,420	81,838	95,177	110,690
重度訪問介護	利用者数 (人 / 月)	255	251	245	239	233	227
主区的凹升或	延べ時間 (時間/月)	57,454	58,098	58,503	58,912	59,324	59,739
同行援護	利用者数 (人 / 月)	506	511	512	513	515	516
1911月1200支	延べ時間 (時間/月)	11,416	11,702	11,776	11,851	11,926	12,002
行動援護	利用者数 (人 / 月)	60	72	83	97	113	132
1」到按證	延べ時間 (時間/月)	1,575	1,814	2,025	2,261	2,525	2,820
重度障害者等	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
包括支援	延べ時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

2) 日中活動系サービス・療養介護・短期入所

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて第6期の見込み量を設定します。

生活介護、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所については第5期において利用が増加傾向にあり、今後のニーズも高いことから第6期においても増加する見込み量を設定します。

就労定着支援は平成30年度に新設されたサービスで、就労移行支援等から一般就労した障がい者の就労に伴う生活面の課題を支援するためのものです。本市において、平成30年度では利用が少なかったものの、現在では利用が伸びてきており、今後もニーズが高いことから増加する見込み量を設定します。加えて、一般就労や職場定着をさらに進めていくために独自指標を設けます。

自立訓練については第5期において微減傾向にあり、第6期でも微減とした見込み量を設定します。





	234 / 	実績		見込(量)	ģ	第6期見込(量)	1
内 容	単 位	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
生活介護	利用者数 (人 / 月)	3,169	3,235	3,293	3,352	3,412	3,473
工/0/1 设	延べ日数 (日/月)	60,475	61,409	62,207	63,016	63,835	64,665
自立訓練	利用者数 (人/月)	34	32	29	26	24	22
(機能訓練)	延べ日数 (日/月)	570	549	498	452	410	372
自立訓練	利用者数 (人/月)	108	82	78	74	70	66
(生活訓練)	延べ日数 (日/月)	1,861	1,654	1,631	1,608	1,585	1,563
就労移行支援	利用者数 (人/月)	422	432	442	474	508	544
אנא בו פוינליאנו	延べ日数 (日/月)	6,927	7,152	7,321	7,885	8,493	9,148
就労継続支援	利用者数 (人/月)	807	848	898	930	963	997
(A型)	延べ日数 (日/月)	15,287	16,026	16,829	17,354	17,896	18,454
就労継続支援	利用者数 (人/月)	3,485	3,829	4,232	4,604	5,008	5,447
(B型)	延べ日数 (日/月)	56,922	62,629	68,390	74,158	80,413	87,195
就労定着支援	利用者数 (人 / 月)	61	93	140	210	315	472
療養介護	利用者数 (人 / 月)	286	287	290	293	296	299
短期入所	利用者数 (人/月)	737	747	888	981	1,084	1,198
(福祉型)	延べ日数 (日/月)	6,332	6,380	6,428	6,492	6,557	6,623
短期入所	利用者数 (人 / 月)	65	67	74	78	82	86
(医療型)	延べ日数 (日/月)	236	239	248	241	234	228

★独自指標

一般就労、職場定着に関して独自指標を設定し、障がいのある人の就労支援を進めます。

指 標	実 績 (令和元年度)	目 標 (令和5年度末)
しごとサポートからの就職者実人数	269人	310人
しごとサポートが支援する職場定着率 (当該年度の1年後の定着率)	85.8%	85%





3) 居住系サービス等

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて第6期の見込み量を設定します。

共同生活援助については、第5期において利用が増加傾向にあり、地域移行をさらに進めていくにあたって必要なサービスであることから、第6期においても増加する見込み量を設定します。見込み量の確保にあたって、グループホームが少ないことが課題であることから、独自指標を設けて、グループホームの定員数の増に取り組みます。

自立生活援助は平成30年度に新設された制度で、施設入所支援または共同生活援助などを受けていた障がいのある人が、居宅で自立した生活を営む場合に支援するサービスです。本市においては、現在少しずつ利用者が増えていることから、第6期においても増加する見込み量を設定します。

施設入所支援については、今後も地域移行を進めていくことから、減少する見込み量を設定します。

障害者地域生活支援拠点に関する項目については、国の基本指針(第6期)から新たに見込むことが求められた項目です。本市においてはすでに令和元年度末時点で6か所に設置済みですが、機能の充実に向けた検証および検討も実施していきます。

中 宓	単 位	実	実 績		量) 第6期見込(量)		
内 容	单位	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
白立生活播曲	利用者数	0	2	7	11	10	13
自立生活援助	(人/月)	U		/	11	12	13
+ 同	利用者数	693	762	829	903	983	1 000
共同生活援助	(人/月)	693	762	629	903	903	1,070
tc=ハ フ テニ⊆╈+ੲ	利用者数	1 260	1,347	1,312	1 200	1 200	1,292
施設入所支援	(人/月)	1,368	1,347	1,312	1,308	1,300	1,292
地域生活支援拠点等の設置箇 所数と地域生活支援拠点等が	設置箇所数	-	6	9	9	9	9
有する機能の充実に向けた検証	検証および検討	_	0	1	1	1	1
および検討の実施【新】	(回/年)	_	U	'	1	'	

★独自指標

グループホームの定員数に関して独自指標を設定し、グループホームの整備を進めます。

指 標	実 績 (令和元年度)	目 標 (令和5年度末)
グループホームの定員数	810人	1,000人





4) 相談支援

計画相談支援は、障がいのある人が適切な障がい福祉サービスを利用するために必要な支援であり、これまでの利用実績の伸びに加え、本市での相談支援事業所の人材確保支援事業などにより、相談支援専門員の増加が見込まれることから、第6期でも増加する見込み量を設定します。本市においては計画相談支援が少ないことが課題となっているため、第6期においては独自指標を設け、相談支援事業所の体制強化を図る事業を展開します。

地域移行支援、地域定着支援については、地域移行を進めるためにも必要なサービスであり、ニーズも高いことから第6期でも増加する見込み量を設定します。

中农	出位	実 績		見込(量)	量) 第6期見込(量)		
内容	単 位	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	利用者数	432	475	505	863	929	991
	(人/月)	432	4/5	303	000	929	991
地域移行支援	利用者数	9	10	10	11	12	13
地場的17文版	(人/月)	9	10	10	11	۱۷	13
地域空美士摇	利用者数	23	19	23	23	24	25
地域定着支援	(人/月)	23	19	23	23	24	25

★独自指標

計画相談支援員数、計画相談支援事業所数に関して独自指標を設定し、相談支援事業所の体制強化を図ります。

指 標	実 績 (令和元年度)	目 標 (令和5年度末)
計画相談支援員数	_	60 人増加 (令和3年〜5年度の合計)
計画相談支援事業所数	70 事業所	100 事業所



5) 障がい児福祉サービス

各サービスの利用実績の伸びや「児童発達支援事業に関するアンケート」「放課後等デイサービスに関するアンケート」の結果を踏まえて、第2期の見込み量を設定します。

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については第5期において利用が増加傾向にあり、今後もニーズが高いと考えられることから、第2期においても増加する見込み量を設定します。

依然としてニーズの高い状況にある児童発達支援および放課後等デイサービスについては、延べ日数の見込(量)を超過した場合に、児童福祉法第 21 条の5の 15 に基づく事業所指定の運用について検討することとします。事業所の増加により、量的な拡大が図られていますが、今後はサービスの質を確保しながら、増加するニーズに応じた適正なサービス提供体制を整備していきます。

障害児相談支援についてはニーズが高いことから、本市での相談支援事業所の人材確保支援事業により、 第2期で増加する見込み量を設定します。

平成 30 年度に新設された居宅訪問型児童発達支援は、重度の障がいのある子どもの発達支援を行うサービスです。今後ニーズが見込まれることから、第2期において増加する見込み量を設定します。通所による集団生活への移行を支援するものであり、通所事業所と連携してサービスを提供します。

医療的ケア児に対するコーディネーターの配置については、国の基本指針(第2期)から新たに見込むことが求められた項目です。令和元年度よりコーディネーターを配置していますが、さらに拡充し医療的ケア児に対する支援の強化を図ります。

n	単 位	実	績	見込(量)		第6期見込(量	(量)		
内 容	中 世	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
	利用児童数 (人/月)	1,202	1,365	1,363	1,513	1,656	1,793		
児童発達支援	延べ日数 (日/月)	13,024	14,785	14,890	16,387	17,936	19,420		
医库利因杂欢法士梅	利用児童数 (人/月)	1	2	2	2	3	4		
医療型児童発達支援	延べ日数 (日/月)	5	5	5	5	6	8		
放課後等デイサービス	利用児童数 (人/月)	2,519	2,897	2,988	3,357	3,593	3,841		
放味を含デイリーに入	延べ日数 (日/月)	32,463	37,126	39,666	43,020	46,044	49,222		
D 存 記 傑 計 相 十 極	利用児童数 (人/月)	34	67	92	121	159	210		
保育所等訪問支援	延べ日数 (日/月)	50	110	144	189	248	325		
P ウ 計 明 可 P 产 水 生 十 極	利用児童数 (人/月)	0	0	1	3	7	10		
居宅訪問型児童発達支援	延べ日数 (日/月)	0	0	5	15	35	50		
福祉型障害児入所施設	利用児童数 (人/月)	26	28	26	26	26	26		
医療型障害児入所施設	利用児童数 (人/月)	22	19	21	21	36	36		
障害児相談支援	利用児童数 (人/月)	53	51	95	140	190	245		
医療的ケア児に対する関連分野の 支援を調整するコーディネーター の配置人数【新】	配置人数(人)	-	1	1	3	6	9		





6) 発達障がいのある人に対する支援

神戸市発達障害児(者)支援地域協議会代表者会において、神戸市発達障害者支援センターの運営や事業等について検証します。令和元年度以降は年2回開催しており、第6期においても継続して開催します。

発達障害者支援センター(発達障害者相談窓口を含む)の相談については、第5期では減少傾向にあった ものの、今後は発達障がいのある人の早期発見、早期対応のために周知啓発を行うため、第6期は相談が増 える見込み量を設定します。

発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言、外部機関や地域住民への研修、啓発についても引き続き実施していくことから、第6期においても微増・現状維持で見込み量を設定します。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポートの活動への参加人数については、国の基本指針(第6期)から新たに見込むことが求められた項目であり、令和元年度の実績を踏まえて、微増・現状維持で見込み量を設定します。

ф ф	24 / 	実	績	見込(量)	第	6期見込(量)
内 容 	単 位	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
発達障害者支援地域協議会の開催	開催回数	1	2	2	2	2	2
発達障害者支援センターによる 相談支援	相談件数 (件 / 年)	1,230	1,135	1,020	1,120	1,220	1,320
発達障害者支援センターおよび発 達障害者地域支援マネジャーの 関係機関への助言	助言件数 (件/年)	32	33	29	31	31	31
発達障害者支援センターおよび発達 障害者地域支援マネジャーの外部機 関や地域住民への研修、啓発	研修·啓発件数 (件 / 年)	203	256	230	230	230	230
ペアレントトレーニングやペアレン トプログラム等の支援プログラム等 の受講者数【新】	受講者数 (人 / 年)	1	255	140	150	150	150
ペアレントメンターの人数【新】	人数	-	7	10	10	10	10
ピアサポートの活動への参加人数 【新】	参加人数 (人 / 年)	-	67	60	70	70	70





7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本項目は、国の基本指針(第6期)において新たに見込むことが求められた項目です。

保健、医療および福祉関係者による協議の場として「精神障害者地域移行・地域定着推進連携会議」などをすでに設置しており、引き続き開催をすることを見込んでいます。また、目標設定および評価も行います。

精神障がいのある人の地域移行、地域定着、共同生活援助、自立生活援助については、実態調査より地域移行に関して一定のニーズがあることから、第6期において増加する見込み量を設定します。

	内 容	単 位	実績		見込(量)	第	6期見込(量)
	M &	中 位	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	健、医療および福祉関係者に る協議の場の開催【新】	開催回数 (回/年)	-	6	6	6	6	6
ょ	健、医療および福祉関係者に る協議の場への関係者の参加 数(合計人数)【新】	参加人数 (合計) (人 / 年)	-	133	140	140	140	140
	関係者ごとの参加人数(保健)	参加人数 (人 / 年)	-	9	10	10	10	10
	関係者ごとの参加人数 (医療・精神科)	参加人数 (人 / 年)	-	64	65	65	65	65
	関係者ごとの参加人数 (医療・精神以外)	参加人数 (人 / 年)	-	0	0	0	0	0
	関係者ごとの参加人数(福祉)	参加人数 (人 / 年)	-	49	50	50	50	50
	関係者ごとの参加人数(介護)	参加人数 (人 / 年)	-	0	0	0	0	0
	関係者ごとの参加人数 (当事者および家族)	参加人数 (人 / 年)	-	8	10	10	10	10
	関係者ごとの参加人数 (その他)	参加人数 (人 / 年)	-	3	5	5	5	5
ょ	健、医療および福祉関係者に る協議の場における目標設定お び評価の実施回数【新】	目標設定 および評価 (回 / 年)	-	1	2	2	2	2
	神障がい者の地域移行支援 f】	利用者数 (人 / 月)	-	9	8	9	10	11
精【第	神障がい者の地域定着支援 f】	利用者数 (人 / 月)	-	5	4	4	5	6
精【第	神障がい者の共同生活援助 fi】	利用者数 (人 / 月)	-	136	146	156	166	176
	神障がい者の自立生活援助 f】	利用者数 (人 / 月)	-	0	7	10	11	12





8) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

本項目は、国の基本指針(第6期)において新たに見込むことが求められた項目です。

障害者相談支援センターにおいて地域の障がいのある人の様々な相談を受け障がい福祉サービスなどにつな ぐほか、地域の関係機関などと連携して障がいのある人に対して総合的・専門的な相談支援を実施しています。

また、引き続き、障害者相談支援センターが各区の自立支援協議会にて実施する個別支援会議において専門的な指導や助言を実施します。また、基幹相談支援センターは研修を実施し相談支援を行う人材の育成支援を実施します。さらに、利用者および地域の障がい福祉サービスなどの社会的基盤の整備の実情を的確に把握するため、自立支援協議会の運営部会や作業部会などを活用し、関係機関の連携強化を図ります。

具体的な見込量は、「専門的な指導および助言」については障害者相談支援センターによる個別支援会議 回数の見込(量)、「人材育成の支援」については基幹相談支援センターの研修回数の見込(量)、「連携強化 の取組」については運営部会や作業部会の実施回数の見込(量)をそれぞれ設定します。

なお、見込み量の確保にあたって、相談支援事業所の質の向上を図るため、相談支援事業所の事業者研修 受講者数に関して独自指標を設けます。

中交	単 位	実	績	見込(量)	第	5期見込(:	量)
内 容	单位	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
総合的・専門的な相談支援【新】	実施の有無	-	有	有	有	有	有
地域の相談支援体制の強化【新】							
地域の相談支援事業者に対する 訪問等による専門的な指導・助言	指導·助言件数 (件 / 年)	_	67	78	90	104	121
地域の相談支援事業者の 人材育成の支援	支援件数 (件 / 年)	_	5	7	8	9	10
地域の相談機関との連携強化の 取り組み	実施回数	-	415	430	443	456	470

★独自指標

相談支援事業所事業者研修受講者数に関して独自指標を設定し、相談支援体制の強化を図ります。

指 標	実 績 (令和元年度)	目 標 (令和5年度末)
相談支援事業所事業者研修受講者数	767人 (平成 28 年~令和元年度の合計)	600人 (令和3年〜5年度の合計)





9) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

本項目は、国の基本指針(第6期)において新たに見込むことが求められた項目です。

障がい福祉に携わる市職員に新任研修や虐待防止研修などへの参加を促すとともに、今後、県が実施する 職員向けの研修があれば積極的に参加するなど、市職員のさらなる知識・能力の向上を図ります。また、障 がい福祉サービス事業所からの過誤の多い請求などについて、集団指導などを通じて情報を共有します。さら に、障がい福祉サービス事業所への指導監査結果について、県において実施している関係自治体との研修会 において共有を図ります。

	т го	単 位	実	績	見込(量)	第6	6期見込(:	量)
	内 容	早 位	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	3道府県が実施する障がい福祉サービス に係る研修その他の研修への市町村	参加人数	_	117	110	130	130	130
	には、 の参加【新】	(人/年)		117	110	130	130	130
ょ	がい者自立支援審査支払等システム等に る審査結果を分析してその結果を活用	体制の有無	-	有	有	有	有	有
	、事業者や関係自治体等と共有する体	実施回数		1	1	1	1	1
制	の有無およびそれに基づく実施【新】	(回/年)	_	ı	'	'		
	ジ							
	指導監査の適正な実施	実施の有無	-	有	有	有	有	有
	指導監査結果を関係自治体と 共有する体制の有無および	体制の有無	-	有	有	有	有	有
	それに基づく共有	共有回数 (回 / 年)	_	1	1	1	1	1

★独自指標

災害時においても適切な医療の提供や障がい福祉サービスを提供できるよう事前の備えとして、まず特に配慮が必要な『在宅で身体障害者手帳1級かつ療育手帳 A の所持者』に対して災害時の個別避難計画を策定します。

指 標	実 績 (令和元年度)	目 標 (令和5年度末)
重度の心身障がいのある人の災害時の 個別避難計画の策定数 (在宅で身体障害者手帳1級かつ 療育手帳 A の所持者)	_	600件





第3章 地域生活支援事業の種類ごとの見込量と確保の方策

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて、第6期の見込み量を設定します。

理解促進研修・啓発事業については、引き続き実施するとともに、課題として挙げられているヘルプマーク について独自指標を設け、認知度の向上を図ります。

ニーズの多い手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、増加する見込み量を設定するとともに、「神戸 市みんなの手話言語条例」に基づき、手話に対する理解を広める独自指標を設定します。

	224 j.i.	実	績	見込(量)	第	第6期見込(量)		
内 容 ————————————————————————————————————	単 位	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
(3) 相談支援事業								
障害者相談支援事業	実施箇所数	15	17	19	19	19	19	
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有	
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
住居入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無	
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数 (人 / 年)	71	92	70	78	78	78	
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
(6) 意思疎通支援事業								
手話通訳者·要約筆記者派遣事業	延べ利用者数 (人/年)	4,348	4,239	3,485	4,395	4,437	4,479	
手話通訳者設置事業	実設置者数	14	14	14	14	14	14	
(7)日常生活用具給付等事業								
合計	給付件数	34,345	34,458	35,238	36,055	36,913	37,815	
①介護・訓練支援用具	給付件数	169	172	165	158	152	145	
②自立生活支援用具	給付件数	471	405	410	415	420	425	
③在宅療養等支援用具	給付件数	576	507	559	617	681	751	
④情報・意思疎通支援用具	給付件数	527	712	831	969	1,130	1,318	
⑤排泄管理支援用具	給付件数	32,546	32,603	33,214	33,837	34,471	35,117	
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	56	59	59	59	59	59	
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了者数 (人/年)	104	212	80	145	150	155	
(9) 移動支援事業	実利用者数 (人 / 年)	3,768	3,864	3,060	3,244	3,438	3,645	
(ジ) 1夕到又1次尹禾	延べ利用時間数 (時間/年)	680,152	715,885	758,838	804,368	852,630	903,788	





	224 44	実	績	見込(量)	第	6期見込(量)	
内容	単 位	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
(10) 地域活動支援センター							
神帝主中八	実施箇所数	18	18	18	18	18	18
神戸市内分	実利用者数 (人 / 年)	581	633	633	643	653	663
他去町村八	実施箇所数	11	12	10	10	10	10
他市町村分 	実利用者数 (人 / 年)	17	23	24	24	24	24
(11) 発達障害者支援センター	実施箇所数	5	5	5	5	5	5
運営事業	実利用者数 (人 / 年)	7,371	7,090	6,000	6,000	6,000	6,000
(12) 障害児等療育支援事業	実施箇所数	3	3	3	3	3	3
(13) 専門性の高い意思疎通支援を	行う者の養成研修	多事業					
手話通訳者・要約筆記者養成 研修事業	実養成講習修了者数 (人/年)	69	55	34	65	65	65
盲ろう者向け通訳・介助員養成 研修事業	実養成講習修了者数 (人/年)	22	19	10	10	10	10
失語者向け意思疎通支援者養成 研修事業	実養成講習修了者数 (人/年)	-	20	10	10	10	10
(14) 専門性の高い意思疎通支援を	行う者の派遣事業	Ĭ					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数 (人 / 年)	32	28	22	28	30	32
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実利用件数 (件 / 年)	625	655	520	570	580	590
失語者向け意思疎通支援者派遣事業	実利用者数 (人 / 年)	-	-	-	-	300	305
(15) 広域的な支援事業							
①精神障害者地域生活支援広域調	整等事業						
ア. 地域生活支援広域調整会議 等事業	会議開催回数 (回/年)	3	1	2	2	2	2
イ. 地域移行·地域生活支援事業	ピアサポート 従事者数	44	33	30	30	30	30
ウ. 災害時心のケア体制整備事業	相談員配置の 有無	-	-	無	無	無	無
②発達障害者支援地域協議会に よる体制整備事業	協議会開催回数(回/年)	1	2	2	2	2	2
(1C) 乙の地中族才ス東米	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(16) その他実施する事業	訪問入浴サービ 障害者社会参加	、 ス事業、福祉]促進事業、点	ホームの運営 マ・声の広報	、日中一時支 等発行 等	援事業、障害	者スポーツ教室	官開催事業、

★独自指標

該当事業 指 標		実 績 (令和元年度)	目 標 (令和5年度末)		
(1) 理解促進研修・啓発事業	ヘルプマークの配布数	_	24,000 個 (令和3年~5年度の合計)		
(6) 意思疎通支援事業	手話啓発講座の受講者数	604人 (平成 28 年~令和元年度の合計)	600人 (令和3年~5年度の合計)		









神 戸 市 が つ プ ラ

― 共生社会の実現に向けて 6か年戦略 ―

資料編





資料編	/ ($\overline{}$	\D .	
また	/	_	<i>i</i>	

第1章	神戸市における障がい者をとりまく状況	•	•	•	1
第2章	神戸市障害者施策推進協議会の開催 ・	•	•	•	6
第3章	実態調査の概要 ・・・・・・・・・	•	•	•	7
第4章	神戸市地域自立支援協議会意見 ・・・	•	•	•	8
第5章	ヒアリング・関係会議意見のまとめ・・	•	•	•	12
第6章	用語集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	30
参考	障がいのある人に関する主なマーク・・	•	•	•	42





第1章 神戸市における障がい者をとりまく現状

1) 障害者手帳の所持者数の状況

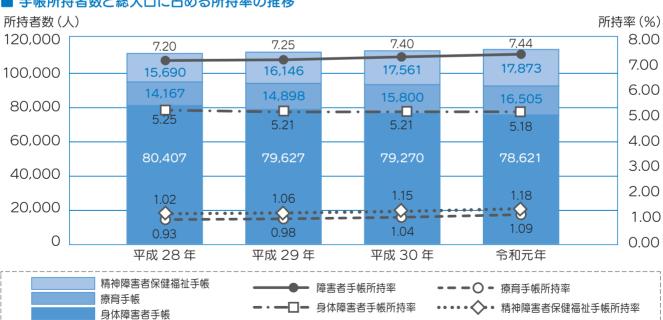
令和元年度の障害者手帳所持者数は112,999人となっています。手帳所持者数、人口に占める割合は年々増加しています。特に、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合が増加しています。

■ 障害者手帳所持者の状況

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
総人口(人)		1,530,858	1,527,481	1,522,635	1,518,870
身体障害者手帳	人数(人)	80,407	79,627	79,270	78,621
る体件占有子板	割合 (%)	72.9	71.9	70.4	69.6
療育手帳	人数(人)	14,167	14,898	15,800	16,505
原用ナ阪	割合 (%)	12.8	13.5	14.0	14.6
精神障害者	人数(人)	15,690	16,146	17,561	17,873
保健福祉手帳	割合 (%)	14.2	14.6	15.6	15.8
障害者手帳所持者総	110,264	110,671	112,631	112,999	
総人口に占める障 手帳所持者の割合	7.2	7.2	7.4	7.4	

資料:神戸市(各年度末時点、総人口(推計)は4月1日時点)

■ 手帳所持者数と総人口に占める所持率の推移







2) 身体障がい者の状況

① 年齢別・障がい部位別の身体障害者手帳所持者数・割合

令和元年度で身体障害者手帳所持者は、18歳未満で1,113人、18歳以上で77,508人となっています。 障がい部位別でみると、肢体不自由の割合が最も高く、次いで内部障がいとなっています。

			18 歳	表未満		18 歳以上				
		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	
肢体	人数(人)	742	732	710	679	45,564	44,725	44,073	43,477	
加又14	割合(%)	60.3	60.6	61.2	61.0	57.5	57.0	56.4	56.1	
視覚	人数(人)	47	45	39	36	5,951	5,810	5,772	5,744	
	割合(%)	3.8	3.7	3.4	3.2	7.5	7.4	7.4	7.4	
聴覚	人数(人)	170	166	159	156	6,265	6,258	6,217	6,140	
	割合(%)	13.8	13.8	13.7	14.0	7.9	8.0	8.0	7.9	
言語	人数(人)	9	7	5	5	900	903	899	873	
= 00	割合(%)	0.7	0.6	0.4	0.4	1.1	1.2	1.2	1.1	
内部	人数(人)	263	257	248	237	20,496	20,724	21,148	21,274	
나게마	割合(%)	21.4	21.3	21.4	21.3	25.9	26.4	27.1	27.4	
É	計	1,231	1,207	1,161	1,113	79,176	78,420	78,109	77,508	

資料:神戸市(各年度末時点)

② 等級別身体障害者手帳所持者数·割合

令和元年度で等級別にみると、1級が最も高く27.2%、次いで4級が24.9%となっています。

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
1 617	人数(人)	21,971	21,725	21,555	21,353
1 級	割合(%)	27.3	27.3	27.2	27.2
7 ×13	人数(人)	12,841	12,591	12,455	12,277
2 級	割合(%)	16.0	15.8	15.7	15.6
3 級	人数(人)	13,914	13,781	13,745	13,570
J WX	割合(%)	17.3	17.3	17.3	17.3
4 級	人数(人)	20,494	20,141	19,909	19,594
4 NX	割合(%)	25.5	25.3	25.1	24.9
5 級	人数(人)	6,514	6,664	6,858	7,057
O MX	割合(%)	8.1	8.4	8.7	9.0
C VR	人数(人)	4,673	4,725	4,748	4,770
6級	割合(%)	5.8	5.9	6.0	6.1
合	計	80,407	79,627	79,270	78,621





3) 知的障がい者の状況

① 判定別・年齢別療育手帳所持者数・割合

令和元年度で、療育手帳所持者数は、18歳未満が5,569人、18歳以上が10,936人となっています。 判定別にみると、B2が最も高く、次いでAとなっています。特に18歳未満では、B2の割合が高くなっています。

			18歳	未満		18歳以上				
		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	
۸	人数(人)	949	940	921	875	3,646	3,741	3,829	3,913	
Α	割合 (%)	20.6	19.1	17.3	15.7	38.1	37.5	36.5	35.8	
D1	人数(人)	695	749	784	802	2,634	2,724	2,803	2,876	
B1	割合 (%)	15.1	15.2	14.7	14.4	27.5	27.3	26.8	26.3	
B2	人数(人)	2,952	3,229	3,617	3,892	3,291	3,515	3,846	4,147	
UZ	割合 (%)	64.2	65.7	68.0	69.9	34.4	35.2	36.7	37.9	
合 計		4,596	4,918	5,322	5,569	9,571	9,980	10,478	10,936	

資料:神戸市(各年度末時点)

4) 精神障がい者の状況

① 等級別・年齢別精神保健福祉手帳所持者数・割合

令和元年度で、精神保健福祉手帳保持者数は、18歳未満が245人、18歳以上が17,628人となっています。 等級別にみると、18歳未満では3級が、18歳以上では2級が最も高くなっています。

			18歳	未満		18歳以上			
		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
1 672	人数(人)	10	12	10	11	1,201	1,229	1,251	1,280
1級	割合 (%)	7.9	7.0	4.3	4.5	7.7	7.7	7.2	7.3
2 級	人数(人)	74	98	121	97	10,082	10,058	10,749	10,710
∠ #VX	割合 (%)	58.7	57.3	51.7	39.6	64.8	63.0	62.0	60.8
3 級	人数(人)	42	61	103	137	4,281	4,688	5,327	5,638
J TVX	割合 (%)	33.3	35.7	44.0	55.9	27.5	29.3	30.7	32.0
合 計		126	171	234	245	15,564	15,975	17,327	17,628





5) 難病患者の状況

特定医療費(指定難病)受給者は、令和元年度で12,360人となっています。60歳以上が約6割を占めています。

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
00 15 17 17	人数(人)	67	65	62	51
20 歳未満	割合 (%)	0.6	0.6	0.5	0.4
20 歳~60 歳未満	人数(人)	4,929	4,497	4,832	5,126
20 成~ 00 成本個	割合 (%)	42.5	41.3	41.3	41.5
60 歳以上	人数(人)	6,604	6,338	6,816	7,183
60 成以上	割合 (%)	56.9	58.1	58.2	58.1
合 計		11,600	10,900	11,710	12,360

資料:神戸市(各年度末時点)

注:指定難病数は、平成 28 年で 306 疾病、平成 29 年で 330 疾病、 平成 30 年で 331 疾病、令和元年 7 月以降 333 疾病である。





6) 障がい支援区分の認定状況

令和元年度で、支援区分認定者の合計は、10,691人となっています。区分別では、区分6が最も高く25.1%、次いで区分2が23.8%となっています。

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
∃E≅★₩	人数(人)	2	5	3	1
非該当	割合 (%)	0.0	0.1	0.0	0.0
区人1	人数(人)	244	261	243	216
区分1	割合 (%)	2.7	2.6	2.4	2.0
区分2	人数(人)	2,106	2,370	2,446	2,549
区ガン	割合 (%)	23.7	24.0	23.9	23.8
区分3	人数(人)	1,641	1,856	1,969	2,163
区川 3	割合(%)	18.4	18.8	19.2	20.2
区分 4	人数(人)	1,391	1,563	1,609	1,676
区77 4	割合(%)	15.6	15.8	15.7	15.7
区分 5	人数(人)	1,265	1,371	1,376	1,407
区D 5	割合 (%)	14.2	13.9	13.4	13.2
区八6	人数(人)	2,252	2,461	2,599	2,679
区分 6	割合(%)	25.3	24.9	25.4	25.1
合	計	8,901	9,887	10,245	10,691

資料:神戸市(各年度末時点)

令和元年度で種別ごとに支援区分認定者をみると、身体障がい、重複は区分6、知的障がいは区分4、精神、 難病は区分2の割合が最も高くなっています。

		非該当	区分1	区分2	区分3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
身体	人数(人)	1	77	393	600	304	330	823	2,528
A A	割合 (%)	0.0	3.0	15.5	23.7	12.0	13.1	32.6	100.0
知的	人数(人)	Ο	65	674	732	956	815	901	4,143
XO BA	割合 (%)	0.0	1.6	16.3	17.7	23.1	19.7	21.7	100.0
精 神	人数(人)	0	65	1,347	664	207	35	15	2,333
作用作中	割合 (%)	0.0	2.8	57.7	28.5	8.9	1.5	0.6	100.0
難病	人数(人)	О	3	14	7	4	2	2	32
無 <i>1</i> 内	割合 (%)	0.0	9.4	43.8	21.9	12.5	6.3	6.3	100.0
重 複	人数(人)	0	6	121	160	205	225	938	1,655
里恆	割合 (%)	0.0	0.4	7.3	9.7	12.4	13.6	56.7	100.0





第2章 神戸市障害者施策推進協議会の開催

《会議の概要》

障害者基本法第36条において設置を義務付けられている合議制の機関。「障害者計画」を策定するにあたっては、同協議会の意見を聴かなければならないとされており、障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項の調査審議及び実施状況の監視を行い、障がいのある人に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。

(五十音順、敬称略)

1) 委員名簿 淺野 達藏 一般社団法人兵庫県精神神経科診療所協会 会長

(令和3年3月時点) 池内 正 社会福祉法人神戸市身体障害者団体連合会 理事長

石橋 宏昭 障害者問題を考える兵庫県連絡会議 事務局長

猪川 俊博 神戸市精神障害者社会復帰施設連盟 理事長

[会長代行] 植戸 貴子 神戸女子大学 教授

植中 雅子 市会議員(福祉環境委員会委員長)

大西 孝男 神戸市身体障害者施設連盟 会長

上月 清司 一般社団法人神戸市医師会 地域支援委員会 担当理事

後藤 久美子 一般社団法人神戸市手をつなぐ育成会 会長

[会長] 佐々木 勝一 神戸女子大学 教授

髙瀬 勝也 市会議員(福祉環境委員会副委員長)

高田 哲 神戸大学名誉教授、神戸市総合療育センター診療担当部長

武田 純子 神戸市重度心身障害児(者)父母の会 会長

松岡 克尚 関西学院大学 教授

松端 信茂 神戸市知的障害者施設連盟 会長

森﨑 康文 しごとサポート中部 所長

森田 繁和 特定非営利活動法人神戸市難病団体連絡協議会 理事長

柳田 洋 兵庫障害者連絡協議会 会長

涌波 和信 神戸市精神障害者家族連合会 会長

2) 神戸市障がい者プラン策定にかかる審議経過

● 第1回 令和2年 7月21日

● 第4回 令和3年 2月3日





第3章 実態調査の概要

1) 神戸市障がい者生活実態調査

■調査の目的

本計画の策定にあたり、障がいのある人の現在の生活状況、必要な福祉ニーズ、就労の状況・意識、及び 前回調査(平成 27 年8月)からの変化などを把握し、新たな計画策定の基礎資料の一つとする。

■ 調査の概要

調査対象	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、 発達障がい者(障がい児を含む)		
抽出方法	無作為抽出		
対象者数	10,960		
回収数・回収率	全体回収 5,177 (うちメール回答 56 通) 全体回収率 47.0%		
	有効回収 5,062 (うちメール回答 56 通) 有効回収率 46.2%		
調査期間	令和元年 10 月 15 日~ 11 月7日		
調査方法	郵送による配布・回収 (インターネットでエクセルファイルをダウンロードし、メール回答も可とした)		

2) 神戸市重度心身障害児者実態調査

■ 調査の目的

重症心身障がい児者の日頃の状況や健康状態、困りごとなどの実態を把握し、医療コーディネート事業をはじめとした様々な施策の実施の基礎資料とする。

■調査の概要

調査対象	令和元年7月1日時点で、市内在住または本市が決定して市外施設にいる 重症心身障がい児者(身体障害者手帳1・2級かつA判定の療育手帳を併せ持つ方)		
抽出方法	悉皆		
対象者数	1,245		
回収数・回収率	回収数 639	回収率 51.3%	
調査期間	令和元年8月9日~31日		
調査方法	調査票を対象者に郵送し、同封の封筒で	で郵送により回収	





第4章 神戸市地域自立支援協議会意見

《会議の概要》

障害者総合支援法89条の3に規定されている協議会。関係機関などが相互の連絡を図ることにより、地 域における障がいのある人などへの支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関などの連携の緊 密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

	項目	現状・課題	意見・提案
問	居宅介護・ 重度訪問介護	・たん吸引、経管栄養、夜間対応・巡回、 男性ヘルパーの不足。サービス利用 調整が困難。	・ヘルパーがたん吸引を実施できるようにするための研修期間が長く、サービス利用者が必要なときにヘルパーによるたん吸引が利用できない場合がある。・計画相談支援を導入し、本人にとって必要な支援を見極めることが重要である。
	同行援護	・事業所及びヘルパーの不足。	・急な利用の場合、対応が難しい。
日中活動系	生活介護	・医療的ケアが必要な方に対応できる事業所が少ない。・機能訓練や入浴ができる事業所が少ない。・送迎サービスのある事業所が少ない。	 ・医療的ケアが必要な方への対応や入浴など、利用者のニーズに十分対応できておらず、就労継続支援B型との違いがわからないという意見はよく聞く。 ・専門職を確保する難しさがある。1つの事業所では確保が難しいので、複数の事業所で人材を共有できる仕組みがあるとよい。 ・生活介護で入浴サービスが十分に受けられず困っている利用者は多いが、訪問入浴は生活介護との併用ができない。 ・事業所間の連携が弱いため、自立支援協議会で連携できるとよい。
	就労移行支援・ 就労継続支援	・身体介助は事業所ごとの判断で行われていることから、本人に就労意欲があっても利用することが困難。 ・平成30年度の報酬改定により、平均工賃が評価され、報酬が決まる仕組みとなっている。	・報酬改定により、平均工賃が報酬算定に影響 する方式となったため、工賃の低い利用者は 契約解除になるといった問題が発生している。





	項目	現状・課題	意見・提案
日中活動系	短期入所	 ・緊急時に入所先が見つからない。 ・重度身体障がい者、医療的ケアが必要な障がい者の方が入所できる施設が少ない。 ・緊急時に入所先が見つかっても送迎をする人がいない場合がある。 ・精神障がい者を受け入れる短期入所先が少ない。 ・強度行動障がいのある方がショートステイ先を確保できない。 	・入所先が見つからない状況は、以前に増して深刻になっていると感じる。特に児童が入所できる施設は少ない。・施設の空き状況がわかるシステムを神戸市で作れないか。・障害者支援センターで実施している緊急受入は、もっと利用者に浸透させる必要がある。
居住	グループホーム	・グループホームが少ない。・設置基準が厳しく、新規開設が難しい。・精神障がい者を受け入れるグループホームが少ない。	・介護保険制度に比べて報酬単価が低いため、 赤字覚悟で実施している事業所もある。 ・地域の理解を得ることが難しい。
	施設入所支援	・社会資源の不足により、地域での 生活を維持することが困難。 ・家族の他界など、緊急の場合であっ ても入所できる施設が少ない。	・県外でないと空き施設が見つからない状況。 ・施設が地域資源を知っていると、地域移行に つながりやすい。
相談	計画相談支援・ 障がい児 相談支援	・神戸市内の指定特定相談支援事業 所が少ない。 ・指定障害児相談支援事業所が少な く、放課後等デイサービス事業所 や学校との連携がとりにくい。 ・サービス等利用計画の質に差があ る。	 ・計画相談支援事業所は非常に大変な業務で、できる限り複数の職員で実施するのが望ましいと思う。 ・児童の場合、介護者がサービス事業所と契約した後に相談に来ることが多いため、サービス調整が難しい。また、そういう場合、児童にとって適正な支援なのか、疑問に思うことがある。 ・サービス等利用計画作成時やモニタリング時に必要な見直しができていない事業所もあり、事業所間の質の差を実感している。 ・サービス申請の段階で、計画相談支援の導入を勧奨したり、サービス等利用計画の内容のチェックなど、区福祉事務所の役割も重要。 ・相談支援専門員は区を横断してサービスを提供している。連絡会等を区単位で実施するのではなく、市全体で実施し、事業所のバックアップをお願いしたい。





	項目	現状・課題	意見・提案
相談	地域相談支援	 ・地域移行・地域定着の指定一般相談支援事業所が少ない。 ・障がい者への理解不足から、地域での生活が困難となっている。 ・地域移行・地域定着の制度を知らない方が多い。 	 ・地域へのアウトリーチができる事業所が減ってきており、支援の力が弱まっている。地域移行できる障がい者が、実際には地域移行できていない状況。 ・精神科病棟は偏在しているため、区単位での情報共有は難しい。精神障がい者の地域移行は、市全体で取り組む課題である。 ・地域での生活の視点と、医療機関での生活の視点が違うため、退院後に地域で暮らすに当たって、問題が顕在化することがある。 ・医療側も、地域移行の支援にあたり、バックアップしてくれる地域資源の情報が欲しいと思う。
児童	児童発達支援・ 放課後等 デイサービス	・専門的な支援が必要な児童を受け 入れられる事業所が少ない。	・利用者のアンケート回答による事業所評価は、 事業所に提出するのではなく、区の窓口で聞 きとりをすれば公平性が保てるのではないか。 ・行動障がいの児童を受け入れられる事業所が 少ない。
地域生活支援事業	日常生活用具	・給付対象が身体・知的障がいの方 に限られており、精神障がいに対 応していない。	・精神障がい者が対応していない。ADL低下時 にレンタルの対応ができないか。
返事業	移動支援	・通所や通学、施設入所中に移動支援の利用ができない。・身体障がい者の支給要件が厳しく利用できない。・利用希望者にサービスが行き渡らない。	 ・施設入所中であっても、外泊中で報酬算定していない場合は移動支援が利用できる等、制度についての周知が不十分では。 ・他障がいよりも、身体障がい者の支給要件が厳しく感じられる。身体障がい者の支給要件の緩和について検討してもらいたい。 ・利用希望の時間帯は集中する傾向にあり、マンパワー確保の問題もある。 ・サービスの必要性について調整を行うのが計画相談支援の役割であるが、利用サービスが移動支援だけの場合、計画相談支援が利用できないという問題もある。





	項目	現状・課題	意見・提案
その他	介護保険制度へのつなぎ	・介護保険制度へ移行時に自己負担額が増える。・介護保険制度への移行時のガイドラインがない。	・介護保険制度へ移行する前から、支援者間の連携や、支援者から利用者への周知をしておく必要がある。・ケアマネジャーと相談支援専門員の役割分担が不明確。市が役割の整理をすべき。
	福祉人材の確保	・福祉人材の確保ができず、事業所の人手不足により、職員一人ひとりの負担が大きくなっている。	・すべての課題が人材確保につながる。・障がい福祉に関心のある方の人材確保につながるような仕掛けがあればよい。・職員の危機管理対応について、多層的に支援する仕組みが必要。
	医療的ケア	・24 時間医療的ケアが必要な児童の在宅生活の整備が不十分。 ・医療的ケアが必要な障がい児が利用できる福祉サービス、社会資源、緊急時の受入先の不足。 ・ALS等の難病患者の受入先がなく、家族のレスパイト目的での利用ができない。	・受入先が医療機関しかなく、ヘルパーが見つからない場合、入院以外の選択肢がない。 ・長期的に受け入れてもらえる施設も少しずつ増えてきているが、短期入所の受入先が少ないのが厳しい状況である。
	災害時 要援護者支援	・災害時の個別支援計画をたててもらいたい。 ・福祉避難所の実態把握。 ・吸引器の支給について、現状では1人1台の支給であるが、災害時等のことを考えると、2台支給が必要。	・災害が発生したときは意識が高いが、時間の経過とともに意識も低くなってくる。災害対策の取り組みを維持する難しさがある。・サービス等利用計画に災害情報等を落とし込む意識を、当事者にも持ってもらうなど、何らかの仕組みが必要。・神戸市のホームページの情報は充実している。
	感染症対策	・サービス利用自粛の障がい者が在宅で過ごす時間が増えることによる介護者の負担増。・事業者への感染予防対策の徹底。・濃厚接触者へのサービス提供が困難。	
	その他	・精神障がい者の支援について、市 レベルでの課題解決の場が必要。 ・障がい者の見守り体制が不十分で ある。	・精神障がいについて課題を話し合う場が少ない。市レベルで精神障がいに係る課題を話し合う場を設けてもらいたい。・高齢者は地域が状況把握しているが、障がい者にはその仕組みがない。





第5章 ヒアリング・関係会議意見のまとめ

1) 障がい者団体へのヒアリングまとめ

一般社団法人神戸市手をつなぐ育成会、神戸市重度心身障害児(者)父母の会、神戸市精神障害者家族連合会、社会福祉法人神戸市身体障害者団体連合会、障害者問題を考える兵庫県連絡会議、特定非営利活動法人神戸市難病団体連絡協議会、兵庫障害者連絡協議会(五十音順)にヒアリングを行い、障がい福祉施策について現状や課題、意見をいただいた。

施策	現状・課題	施策への意見・提案
生活支援全般	介護時間数が圧倒的に足りていないため、地域で生活できず、家族が抱えて介護することになり、施設に入れられたりする。	障がい者が地域で一人で暮らせるよう、 介護時間数を増やす必要がある。
	家族介護が多い中、介護者が高齢者で障がい者 を介護(老障介護)、または障がい者が高齢の 親を介護(障老介護)する状況が起きており、 地域生活を行うのは限界である。	高齢者・障がい者のいる家族全体を支 える地域での支援について考える必要が ある。
	障がい福祉サービスを使っている人は支援者を 通じて異変等が分かり、障害者地域生活支援センターや福祉事務所に行くこともあるが、孤立 して情報が届かない人を助けるのは難しい。	高齢の保護者と本人というリスク家庭についてはいつ生活の変化が起きるか分からないため、モニタリングは一か月に1回程度とするのが良いのではないか。また、支援者として障がいのある子を理解してくれる人を増やすことも重要。
	親なき後に、地域での包括的な支援、地域移行の支援が課題と考える。現在は相談支援事業所があるが、事業所にかかる人が非常に限られている。	就労支援事業所は地域に相当数存在し、 専門家が存在する事業所もあることか ら、地域移行支援を行える拠点とするの が良いのではないか。
医療	一般の病院で障がい者の受入れ対応を断られる 場合がある。	障がい者を診てくれる病院が必要。
	障がい児当事者の医療費について、働けない人の場合は3割負担となる。決められた時間で働けず、安定した収入を得て自立した生活を送ることが難しいことから、負担が大変大きい。	医療と福祉の連携が連携できる環境を整えてもらいたい。医療費を捻出することが難しいことから、医療費負担の軽減支援をお願いしたい。





施策	現状・課題	施策への意見・提案
相談支援	神戸市はセルフプランが多い。保護者には計画 相談は障がい福祉サービスを利用するにあたっ てのメニューを書くだけのものという認識しか ないものと思われる。	親が計画の本来の目的を理解していないことや、セルフプランに近い計画相談しかできないという相談支援専門員の質も問題である。
	相談支援の整備が各区においた障害者地域生活支援センター頼みの神戸市方式が限界を迎え、相談支援事業者を計画的に増やす流れがあるが、量質共に追いついていない。	介護保険のことも障がいのことも知っているケアマネジャーを育てる必要がある。ケース会議や情報共有などを小さい単位で作れれば良い。
	支給決定時の調査を行う障害者地域生活支援 センターが当事者ニーズを十分に聞かずに利用 決定をしているのではないか。	障がい者に寄り添い、ニーズを聞き取る相談支援が必要である。第三者の目を導入することは制度の意図ではあるが、 当事者の発信力を応援する大切な役割がある。
	介護保険のケアマネジャーは親のことだけ考え、 障がい児については他で考えなければならない。 家族がしっかり生活していける支援を相談事業 所が担うべきだが、それをする人が居ない。	ケアマネジャーと相談支援事業所の質を 上げるべき。家族のことも含めて相談す るとなるとケアマネジャーに障がいのこ とも理解して欲しい。
	相談支援は報酬につながらないことが多い。や ればやるほど赤字になる。	報酬の適正化等が必要。
日中活動系サービス(生活介護、	日中活動系と居住系については、地域格差が課題である。	各区でどれだけ必要かを推進協議会等 で示してほしい。
短期入所)	障がい者、家族、事業所を孤立させないことが 大事で、そのためには情報を得ると言う役割は 通っている日中活動の事業所に責任があると思 う。	行政は事業所に対して研修を行い、事業所の知識を上げるだけではなく、情報を必要なところに提供する役割を担えるようにする必要がある。
	高齢の障がい者で介護サービスを受ける人が多いので、ケアマネジャーに人工透析患者に対する理解を深めてほしい。	ヘルパーや介護士に、一律ではなくそれ ぞれに合わせた対応をしてもらえるよう 受け入れ側に考慮してもらいたい。関係 者への研修機会の充実が必要である。





施策	現状・課題	施策への意見・提案
日中活動系 サービス (生活介護、 短期入所)	緊急時はどこも施設は一杯で、短期入所が一床 程度しかなく、対応していないところもある。	緊急対応で短期入所が入れないのであれば、自宅にその障がい者を知っている ヘルパーを派遣してもらえれば良い。ガイドヘルパーや居宅介護の人でもよいので、事業所が家まで行って見てもらえれば短期入所と同様のことができる。
各障がい 福祉サービス 利用全般	聴覚障がいで高齢の方、高齢による聴力障がいの方のニーズにこたえられていない。手話のあるデイサービスや施設がないため、入所後に困っている家族もいる。	今ある事業やサービスに、手話がついていないと利用しにくい。なので、「情報保障加算」を全てにつけるなど支援をしてほしい。(事業所として、手話通訳を依頼すると有料になるので、補助が必要)
地域生活の住まい	50 代前後の保護者は子どもにグループホームに入って自立してほしいと思うが、70 代前後の保護者は子どもと離れられなくなり、親子で一緒に入れる施設がほしいというニーズがでてくる。	_
	障がいにより民間の住居を借りることを断られる事例もある。公営住宅に応募しても、希望者が多く、なかなか入れない現状である。	障がい者が借りることができる公営住宅、市営住宅が必要である。
	家探しについては、不動産業者が障がい者に家 を貸すのを渋るので見つからず、苦労している。 また、家探しのためにヘルパーが付かないので、 第三者が回ることになる。	地域移行プログラムがあったほうがいい。ガイドヘルプの制度があれば一番良い。
	相談役と介護する人は地域移行推進の二本柱である。しかし、相談に乗ってくれる人もおらず、介護する人も十分いないので重度の障がい者は施設を出られず、地域の障がい者も親が施設に入れてしまう。毎年施設入所者の人数は減ったというが、実際変わっていない。	神戸市としては真に入所が必要な人のために施設の定員を変えないとのことだが、入所希望者についての分析が必要ではないか。施設を緊急避難の場所として機能させるなら、入りたい人の悩みを分析し、なんとか地域の方で解決できるように努めないといけない。
	職員の人数が限られているのはあるが、利用者個人個人のニーズにあったケアができていない。施設で働く職員も休みがとれなかったり、賃金がよくなかったり、職員の人権侵害が起きていることが原因で、施設の利用者の虐待や上から目線の対応になっているのではと思う。	施設から出たいという人もおり、施設の 中のあり方も考える必要もある。





施策	現状・課題	施策への意見・提案
居住系サービス (グループホーム等)	親の介護が必要になると、グループホームへの 入所が難しくなる。	家族が一緒に生活できるようなケアホームのようなものがほしい。作りたいという人は居ても、制度がない。グループホームと特養などが一緒にあるようなものがあると良い。
訪問系サービス	熱が出たので、家事援助の方に病院へ連れて 行ってほしいとお願いしたが、サービス外だか らできないといわれたという相談があった。	支援者・家族に対する緊急的措置のよ うなものがあるといい。
	重度障がい者が地域で暮らすとき、特に一人暮らしをする際に夜間の問題は大きい。夜間に巡回できるサービスはほぼ無い状態である。	重度障がい者の夜間生活をどうフォロー するか検討してほしい。
防災・ 感染症対策	障がい者のいる家族の困り事は、地域の方に助けてもらおうと思っても、民生委員は地域にどのような障がい者が居るのか分からないと言う意見があった。	_
	災害時の避難行動(移動や避難所での対応等) が不安。	_
	親元から離れて暮らしている家族で重度のお子さんが居る。もしコロナをもってきたら、どうすればよいか、聞かれた。そのときに世話をする人が確保出来ない。福祉避難所だけでなく、コロナの時にどう対応したら良いか、教えて欲しいという声があった。	_
	コロナで親がリモートで自宅仕事になり、仕事をしながら障がいのある方を見ることが大変難しいということが分かった。障がい者本人にとってもコロナ禍の中で、居場所が家以外になくなり環境が変わった。	コロナ禍の中でも少しでも事業所に通えるようになるといい。コロナで親が介護に疲れているので、短期入所に預けてリフレッシュしたいというニーズがある。
	災害で停電した時、呼吸器をつけている障がい 者は予備バッテリーがあっても容量は大きくない ため、長時間はもたない。	非常電源のある避難所がほしい。





施策	現状・課題	施策への意見・提案
一般就労の 就職支援	現状の作業所の支援体制だと、事業所の条件が限られてしまい、月1~2日しか働けない人、ひきこもりの人などの受入れが制限されてしまう。	ひきこもり支援室を作るのであれば、 就労受入れにあたっての対策について も考えてもらう必要がある。
	会社が用意した介護者では重度障がい者の介護 ができないため、介護付き就労は慣れた人が一 緒に会社に行くことが望ましい。	本人が希望する場合、全面介護でなくても食事・トイレなどが必要な障がい者や、動かなくてもパソコンなどを使う人もいるため、介護付きの在宅勤務や、サテライト方式の勤務形態もあり得る。
	難病者の雇用をしても、障がい者雇用率が上が らない。	障害者総合支援法に当てはまる難病患者が、障がい者雇用の枠で受けられるようにしてほしい。
	ハローワークの就職相談で、難病でも経済的な 理由があって働きたい意向への理解が欲しい。	社会的な難病に関する理解等を啓発す べきであると思う。
	就労移行支援事業所では支援費にも関わるので数を重視している所があるが、しっかりとマッチングが出来ているか懸念がある。就労しては辞めることを繰り返しているケースも延べ人数に含まれていることがあるように思われ、本人にとっても良くない。	その人の特性や希望などをすべて踏まえて就労支援を行う必要がある。
	重度心身障がい児の卒業後の居場所や就労について、就労先などを見つけらない、車椅子により働き先までいくのが困難という場合がある。	在宅で仕事ができる環境が整うと良い。
職場定着支援	仕事を続けていくには、間を取り持ってくれる、 話を聞いてくれる第三者がいるとよい。	ジョブコーチが入り、職場とのつなぎ役 をすれば働き続けられるのではないか。
	ジョブコーチは働き始めた当初の一定期間しか 支援に入らないが、障がい者はしばらく経って から仕事環境が変わって対応できず離職するこ とがよくある。	





施策	現状・課題	施策への意見・提案
職場定着支援	一般就労の中でも健常者職員との関係の中でしんどい目にあうこともある。養護学校・特別支援学校に入っていたことで社会性の欠如があり、同僚との接し方がわからない状況がある。そこのフォローアップも課題である。	職場の定着支援などは使い勝手が悪い。 制度は良いが、何年と区切られてしまう ので、そこが職場定着率に関わってくる。
	一般就労しても長く続かないことについて、受け入れ先にも問題があると考える。障がい者を雇用することで本人が自己肯定感ややりがいを持てるかどうか考える必要がある。	就労を続けていく難しさがあるなか、ハローワークや病院の支援により、常に本人の意思を確かめてほしい。
	B型就労報酬は、工賃収入を人数で割って算出することから、通所日数に制約をつける事業所も散見される。働く機会が与えられないことにつながりかねない。	本人の体調の波が激しいため、周囲の 支援により通所時間・日数を増やしてい くことが大切である。平均工賃による報 酬制度を撤廃してもらうか、職員のモチ ベーションが上がるような工夫をしてほ しい。
	聴覚障がい者は、体は自由に動くぶん、おしゃべりや会議といったところで、「分からない」ということに気づいてもらいにくい。	職場の定着支援として、「聴覚障がい者が働く(働き続ける) ためのメンタルケア」や「アサーティブ研修」のようなものを実施してほしい。
就学前支援 (児童発達 支援センター等)	心臓疾患のある方が保育園に受入れを断られた 事例があった。	重度障がいの方にも就学前の教育保障、 集団生活を学ぶ機会を作ってほしい。看 護師の派遣を一部の地域だけにとざめ るのではなく、全市で広げられるように お願いしたい。看護師の確保のために は、ブランクのある看護師の方でも働け るようにパートタイムでも働けるように したらよいのではないか。
	子どもが聴覚障がいと分かった時の親の支援が 必要で、手話やいろいろなコミュニケーション で育てることを知ってもらう必要がある。	家庭の中で、孤立せずコミュニケーションがとれるように親子を支援する仕組みを作る必要がある。
	障がいが早期に発見されて治療を行うことが重 要と考える。	福祉と教育の場の連動が必要であり、 そのための啓発活動(セミナー等)も 重要となる。





施策	現状・課題	施策への意見・提案
就学後支援 (放課後等 デイサービス等)	障がい児が放課後等デイサービスではなく、学 童保育に参加できるようにすることが必要であ る。	学童保育に加算などをつけて健常児と 重度障がい児が共に生きるという方法で やっていくべきである。子どもに関する 部分でインクルーシブの大切さを語って もらいたい。健常児と障がい児の区別 のない状態を目指してほしい。
	親にも軽い知的障がいがあり、ネグレクト気味 になってしまっている方もいる。その場合、子 どもへの支援が行き届かないことがある。	相談支援専門員などの支援者が必要である。
医療的ケア児、 重症心身 障がい児の支援	看護師が必要となるということで、在宅酸素を付けた心臓病の子どもが小学校に上がるまでどこの保育所にも入れてもらえなかったということがあった。現在では神戸市では何人かを受け入れており、良くなってきている。	
余暇活動	学校に通っている間は放課後等デイサービスが あるが、卒業後は作業所が終わった後の居場所 がない。	障がい者同士が交流できる場や、文化 的な活動(劇、合唱、書道など)の場など ができるといい。
	仕事帰りに気軽に立ち寄れるような居場所が欲 しいという会員からの要望が多い。放課後等デ イサービスの子どもたちも、学校を卒業したら 行き場がなくなる。	高齢者向けの喫茶のような居場所が地域にあったら良いと思う。各区にあるのが一番だが、それが無理でも3箇所程度あると良い。スポーツに関しては、親子で行ける場所を求める声もある。重度の障がいがある人は1人では行けないので、親子で楽しめるスポーツの要望も多い。中年者と高齢者で遊べるようなものが欲しい。
当事者の交流	相談内容として最も多いのは、同じ患者と話を したい、交流会があれば教えてほしいという相 談である。情報を会報で流すようにしている。	_





施策	現状・課題	施策への意見・提案
外出支援	コロナウイルスの影響で駅員や近隣の人、また 通行人から声をかけていただくことが激減した。 コロナウイルスの前まではかなり親切な声かけ が進み始めていたが残念である。	新しい生活様式では、視覚障がい者は外出が難しくなる。行政が率先して、障がい者への呼びかけ、公共機関、またその周辺の音声信号機の設置や点字ブロックの敷設に力を入れてほしい。また、代筆・代読サービス制度を安定的に充実させてほしい。
	施設から外出したいという人もいるが、制度上、 施設にいる人がガイドヘルプを活用して外出す ることができない。帰宅のためなどの一部の時 にしか活用できない。	ガイドヘルパーによる、施設入所者の外出支援の制度が必要。
	神戸市では親が入院するなど特定の場合のみ事業所の送迎が使えるとしている。高齢になると送り迎えが難しく、運転も危ない。親が送り迎えをする場合、親が調子が悪いと子どもも休むことになる。	ガイドヘルパーを毎日の送迎に使わせて ほしい。
情報アクセス	神戸市みんなの手話言語条例が施行され、神戸市手話動画等も公開しているが、5年目を迎える現在も、手話が市民にとって身近になったとは言い難い。	神戸市のホームページのどこかに、手話 コーナーを作って、気軽に手話を学べる ページを作ってほしい。手話動画のペー ジにたどりつけないという声が多い。
	相談があった場合は、相談窓口につなぐ努力を したい。	情報保障 (要約筆記) がどんな時にでも 利用できるようにしてほしい。 行政主催の講演会、説明会などには、全 て全体投影の要約筆記を付けてほしい。
障がい者への 理解	精神障がい者から聞くのは、偏見・差別についてあまりにも理解がないということである。だから職場でいじめなどが起こる。当事者を人事の研修などで呼んで話をさせてほしいという話をよく聞く。	制度的な面でいうと、精神障がい者は徐々に職場に戻るというプロセスが今の社会情勢の中でない。リハビリのように徐々に戻るプロセスをシステムとして作らなければならない。
人材確保	資源として一番足りないのは支える人材、そして それに見合うだけの賃金、報酬である。 ヘルパー、デイケアの職員、グループホーム職員 など運営そのものを支える人や、医療職が少ない。	人材不足解消のため、障がい者への世間 の見方を変えるには当事者の努力では限 界があるので、行政が地域移行のイメー ジを具体的に思い切って描いてほしい。





2) 事業所などへのヒアリング

神戸市身体障害者施設連盟、神戸市精神障害者社会復帰施設連盟、神戸市知的障害施設連盟(五十音順)、 その他(神戸市障害者基幹相談支援センター、しごとサポート中部)にヒアリングを行い、障がい福祉施策に ついて現状や課題、意見をいただいた。

施策	現状・課題	施策への意見・提案
入所施設の 対応力	身体障がいの方が主体となる為、触法や強度行 動障がいの方の支援が難しい現状がある。	_
	医療観察法対象者、執行猶予者、出所者の受け 入れ事例がある。医療観察法対象者については 期間満了後他の支援が手薄くなった時の対応に 苦慮している。	執行猶予者、出所者への対応では地域 生活定着支援センターのコーディネート などが必要。
	年齢層が幅広く障がいも多様であり、対応にあたって専門性が必要である。専門性をもって支援の力を高めながら、組織体として基盤を強くする、連携して機能を高めることが必要と考える。	_
	強度行動障がい対応の支援員を養成している段階であり、独立した施設の整備も進めている状況である。問題を抱えながら行き場がなく、入所ニーズが高いことが背景にある。	_
	医療的ケアについては、知的障がいで医療的ケアに対応できる病院も少なく、入院にも苦労している。嘱託医のいる病院など地域の医療連携や、医師会との連携も行っている。	_
	利用者の高齢化・重度化が進んでおり、障がいの状況によって、医療的ケア・看取りができるなど各施設を機能化していく必要がある。	事業運営している社会福祉法人に資金 力がないと、設備投資、環境投資は難 しいと感じる。地域のカンファレンス機 能(相談支援体制)が必要である。
入所施設の 高齢化対応	入所中の利用者については、高齢化により、胃 ろう、たん吸引といった医療ケアが必要な方の 増加に伴う対応を行っている。	高齢化対応としては、 ・施設設備の変更(入浴設備、リフト導 入など) ・職員に対する認知症研修の実施 などが必要





施策	現状・課題	施策への意見・提案
入所施設の 高齢化対応	身体的介護や認知症が出て本当に介護保険サービスが必要となった場合は、介護保険への移行が有効なのは言うまでもないが、精神中心の事業所では対応困難である。介護保険への移行の間、どこまで高齢化問題に対応できるかは、各事業所が頭を悩ませている。	_
	65 歳になったからとの理由だけでの介護保険サービスへの移行は経済的にも本人のモチベーションの意味からも問題が大きい。	障がい福祉サービス、介護保険サービス それぞれの良さを生かし、本人が選択 できることが大切。
	当事者・保護者で一緒に入所する(共生)希望 があるものの、現状の制度のなかでは他の利用 者もいるなかで対応は難しい。	同じ敷地内に障がい者福祉施設、介護 施設を整備するのが理想である。
	これまで障がい者福祉施設を利用していた人が、特養や老健に移行するのは難しいと感じている。	身体機能低下が 10~20 歳早く、介護は 65 歳以上でないと使用できないが、それより前の年齢での支援が必要と感じる。
相談支援	障害者地域生活支援センターでは、行政からの 調査業務の占める割合が高く、一般相談支援が 十分できていない状況である。	障害者地域生活支援センターの体制整 備・役割整理が必要である。
日中活動系 サービス (生活介護、 短期入所)	傾向として、知的障がいや医療ケアが必要な方の問い合わせが増えている。生活介護は現状施設入所支援に伴う利用にとどまっている。	_
	ショートステイは希望があれば可能な限り受け入れる。現状の利用者で職員が手一杯の状況である為、通常の利用者と短期入所者を受け入れること(夜勤での対応)は難しい。	短期入所の体制強化が必要。
地域生活の住まい	施設入所の退所については入院または死亡の割 合が大きい。	_





施策	現状・課題	施策への意見・提案
地域生活の住まい	障がいの8050問題(老障介護)といわれており、3割程度は該当すると考える。7040も含めると6~7割を占める。家庭に代わる生活の場の整備が課題と考える。8050世帯の問題も深刻である。気が付くと親の方がケアが必要な状態になっていることも少なくないが、なかなかうまく支援につながらない。	国では地域移行を進めているが、地域 での生活の場を整備し、生活が難しい 場合は入所施設で受け入れといった対応 が必要となる。
	60~80代の保護者について、自分が面倒を見られる場合は家庭で見たいという希望が多い。そのため、保護者の入院・死亡で入所となるケースが多い。一方で、40~50代の保護者については、早くから親子独立しての生活を希望する傾向がある。世代間で考え方が大きく異なっている。	入所希望者のなかには、緊急性の高い 人もいれば、比較的余裕があるが早く から親子独立した生活を希望する人も いる。
	障がいを理由に住宅が決まらない(不動産事業者から断られる)事例がある。生活保護の支給決定が下りていない場合、住居を確保することが困難である。	生活を始めるにあたっての準備(引っ越しなど)全てを地域移行支援として行うのは負担が大きい。病院などと連携して実施する必要がある。
	地域移行を希望する方は少ない。希望される利用者については、希望を聞きとり、相談支援事業者との調整、緊急時の短期入所の受け入れ等の対応が可能。	_
地域移行支援	地域移行を進める上で物件の審査、保証人の 問題が大きい。	_
	利用者平均年齢が55歳、看取りの施設は70歳を超えている。児童施設は18歳までとなっているため、グループホーム、就労施設への通所に毎年2~3名の児童が移行している。児童のなかで地域生活が難しい人については入所施設に入っている。	_
	地域移行した人について、グループホーム利用者については一体的な支援をしており、生活指導員による指導、ガイドヘルプサービスによる外出支援を行っている。	_





施策	現状・課題	施策への意見・提案
地域移行支援	地域移行支援の支給決定が1年間しかない(延 長がない)なかで、その支援にのらない(1年 間で完結しない)事例が多い。	関係者の調整に時間がかかるため、期間の延長が必要。調整のために相談支援員が入っていく必要がある。
	特定相談支援事業所では、触法や精神障がい者の問題などについて関係機関が複雑にやりとりするなかで、相談員が対応を引き受けられない場合がある。報酬単価と業務量が見合っておらず、地域移行支援の事業を使うメリットが小さい。	入所支援は本来は通過点であり、家族から離れて、専門家としての福祉職のスタッフが本人の生活パターンをみて生活環境を整えていくことが重要である。
	病院の職員には安易にグループホームを選ぶ傾向が強い。長期入院の方の受け入れには体験利用などに時間がかかり、その間のグループホームの家賃の問題は従来から大きい。丁寧にやればやるほど受け入れる法人の持ち出しは多くなる。	病院はグループホームありきで退院を考えるのではなく、その地域の資源でいかに退院を進めることができるかといった視点でのネットワーク形成が必要。
居住系サービス(グループホーム等)	グループホームを整備したいと考えているが、 地域住民の反対が根強い。地域での理解が得 られないと、時間・労力がかかる場合がある。	地域住民の同意をとることは必須では ないが、関係性を築くうえでは必要と 考えている。
関係機関との連携	生活援助事業、地域定着支援事業はあるが、 十分に機能していない。	地域移行後の本人の相談先との連携が 必要。
	地域のカンファレンス機能、バックアップ機能 (地域への説明等)をもつなど、市と事業所の 協働が必要と考える。神戸市は区によって状 況も異なるが、介護のように地域包括支援機 能が必要。	市では障害者支援センターのハード面の整備をおこなったが、そこを拠点に相談、カンファレンスなどの機能を持たせていけると良い。 事業者間の情報共有・ケース会議の仕組みも必要であり、専門家・医師が入ると充実する。
一般就労の就職支援	今年度の利用者のうち、2~3割は特別支援学校を卒業して同時に就職した人の就労・定着支援である。特別支援学校の先生と職場を訪問し、顔つなぎを行っている。センター独自で行っている取組であり、5年で無期雇用となることから、5年間を支援期間としている。	特別支援学校から、直接就職するのではなく、数年の訓練を経て、就職に繋げるのは良いことだと考える。特別支援学校に通う本人も、卒業後すぐの就職を必ずしも希望していない。就労移行支援の選択肢が増えると良いと考える。





施策	現状・課題	施策への意見・提案
一般就労の 就職支援	在宅就労のニーズは、多くないがある。在宅勤務で生計を立てたいという希望もある。しかし、現状ではリモートワーク前提の求人はあまりないと考える。	_
	在宅勤務による就職の可能性として考えられるのは、視覚障がい者のなかにはパソコン操作の訓練を受けており、文字起こしなどパソコン作業を専門に行っている人もいる。また、もともと働いている人が軽・中度の障がいをもつことで出勤が困難となり、在宅勤務している例は考えられる。	
B型事業所	内職だけでは工賃向上はできず、様々な仕事の外注を受けるなど各事業所の努力が必要である。昔ながらのやり方から変えられない事業所もある。	_
職場定着支援	1年経って問題がある場合は、本人の適正と仕事が合っていない場合もある。ただし、職場の環境が変わった場合は支援が必要と考える。	定着支援制度の期間についても自由に 決められる必要があるのではないか。 正規採用を目指すなら5年が望ましい のでは。
雇用企業への支援	企業側も障がい者雇用率を高めるために求人を出している事情もある。相談の種類も異なる。全くどのようにしたらよいか分からないと言われる相談者については、企業見学を行い、切り出せる仕事を検討・助言する。	_
就学前支援 (児童発達 支援センター等)	障がい児の短期入所はレスパイトケア(週末) での受け入れが多い。	緊急の短期入所とレスパイトケアは受け 入れ態勢を区別する必要がある。
人材確保	生活支援員に関しては、経験者、有資格者の確保は相変わらず厳しい。未経験者の応募はコロナの影響か増えている。看護師の確保が難しい。	・神戸市が広告主として市内施設の一 斉募集をする。・市が介護職員の地位向上・イメージ アップを図るキャンペーンをする。・研修、講師派遣の無料実施。





施策	現状・課題	施策への意見・提案
人材確保	精神保健福祉士協会のMLや法人のSNS等の 積極活用を行っている。	_
	特定相談支援事業所を立ち上げるにあたって は、相談支援員の研修が必要である。	_
人材育成・定着	望ましい研修として以下がある。 ・育成者としての中堅職員対象の研修 ・育成システムの構築と運用のための管理者 向け研修	_
	育成については、研修への参加機会を増やす、 資格取得に向けたサポートを行っている。定 着については、有休取得率の向上、ノー残業 のための対策をおこなっている。	職員がエンパワーされるような前向き な内容の研修が必要。
	現在は 20、30 代の職員が中心であるため、 Web での動画視聴研修など企業の人材育成 の方法をとりいれている。	_
	初任者研修を受けてその後現任者研修を受ける人は少ない現状である。基幹センターでは、特定相談支援事業所の連絡会・研修で自己評価シートの作成・集計・フィードバックを行っている。	少人数の職場における職員のバーンア ウトを防ぐため、「ファーストレベル」 研修が必要。
	相談支援研修の受講者は増えているが、従事 者・事業所数は増えていない現状である。	障害者地域生活支援センター、特定相談支援事業所、行政が三位一体となって相談支援を行える体制が必要である。 自立支援協議会の相談支援の部会で、ケース共有などできるといい。
	就労支援事業所においても、障がい者本人の希望をききとるスキル、対人援助のスキル、障がいについて学べる仕組みが必要。	特に精神障がい、発達障がいの方については自身の意思を伝えるのが難しいため、ひきだしていく力が必要である。





施策	現状・課題	施策への意見・提案
ICT 活用	各障害者地域生活支援センターで、業務管理のため電子媒体の情報を持っており、データベースも作っている。しかしクラウドサービスの利用などはハードルが高いと考える。情報の流用・悪用への家族・本人の懸念の方が大きい。	ICTの有効なツールは出てくると思うが、 直接訪問して話をするのが当たり前の なかで、オンラインの導入に疑問がある。 ICTを活用する場合でも、近所で見守 る人がいなければ情報の活用はできな いと考える。また、情報の更新がどれ だけこまめにできるかが重要である。
	リモートワークの対応を急速にすすめ、e- ラーニング研修を導入している。これまで現地開催の研修に人を出すのが難しかったが、オンライン研修を整備するいい機会となっている。働き方を変えていき、戦略的にイメージを打ち出していきたい。ICT活用を積極的に進めており、テレビ会議、スマホ(ハングアウト)を活用している。	_





3) 神戸市療育ネットワーク会議意見

《会議の概要》

会議の実施目的・形態に応じて「施策検討会議(有識者会議)」と「事業者連絡会」を開催している。「施 策検討会議」では、平成29年度より「医療的ケア児の支援策検討会議」、令和2年2月より「就学前の発達 の気になる子どもの支援体制検討会議」の2つのテーマで会議を行っている。

《課題と方向性》

課題と方向性

①就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議

- ・就学前における障がい児等の支援については、関係機関のそれぞれの役割や、障がい等の早期発見から支援までの流れが、市民及び支援者にとってわかりにくいこと等が課題となっている。
- ・各区役所、こども家庭センター、療育センターそれぞれの役割を整理し、これらの公的機関や民間の相談支援事業所や児童発達支援事業所、医療機関等への支援の流れを市民に分かりやすく広報することが近々の課題である。
- ・関係機関でネットワークを構築し、障がいのある子どもや発達が気になる子どもの特性やライフ ステージに応じた支援を行う。

②医療的ケア児の支援策検討会議

- ・地域で生活する医療的ケアの必要な子どもが増えている一方で、医療的ケア児が就学前に集団生活を学ぶ機会の確保や、医療的ケア児に対応した福祉サービスの不足が課題となっている。
- ・教育・保育施設に関しては、医療的ケアにかかる看護師について、公立保育所への配置や私立 保育所等への配置に係る補助制度、私立幼稚園に対する訪問看護ステーション利用にかかる経 費の補助を行い、地域の偏りをなくす。
- ・市立幼稚園および小中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒については、看護師を派遣 して医療的ケアの支援を行う。同様に、医療的ケアの必要な生徒が市立高等学校に進学した場 合での対応を図る。
- ・特別支援学校においては、医療的ケアが必要なためにスクールバスに乗車できない児童生徒に ついて、保護者の負担軽減および本人の自立促進のため、看護師添乗による通学支援を推進する。
- ・放課後等デイサービス事業所においては、重度障がいや医療的ケアの必要な児童・生徒を受け入れることができるよう事業所の質・量の確保に取り組む。





4) 神戸市発達障害児(者)支援地域協議会意見

《会議の概要》

発達障害者支援法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十四号)十九条の二に規定された、都道府県・政令指定都市において設置することができるとされた協議会。地域における発達障がい者のある人などの課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況などについて検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う。

《課題および意見》

課の題の意見・提案

①乳幼児から就学前・就学後の時期における切れ目のない支援

- ・様々な施策や事業の連携が不足している。
- ・就学時、進学時の情報伝達が不十分で支援が途切れてしまう。
- ・計画相談の対象となっていない場合が多く、サービスの連携がとれていない。
- ・支援機関における支援情報を共有する必要がある。
- ・専門性が高くコーディネートできる支援者の配置。
- ・子どもの発達の遅れに不安を抱える親の悩みを受け止める場が必要である。
- ・発達障害者支援センターが、こどもから学齢期、大人へと確 実に繋ぐ仕組み作りの役割を担う。
- ・総合療育センターとこども家庭センターが、それぞれの果たす べきミッションを明確にする。

②医療の立場からの連携先

- かかりつけ医からみて、どこに 支援がつながっているのかわかり にくく、医療と福祉、また教育と の連携がうまくいっていない。
- ・医療機関でも相談に対応できるよう、適切な支援情報を提供する必要がある。
- ・各療育センターを中心とし、勉強会等を開催してネットワーク をつくり、顔の見える関係にするとよいのではないか。

③就労してからの支援、生活の支援

- ・特別支援学校で実施している進路指導が、どの程度就労定着に 結びついているかわからない。
- ・雇用側の現場の理解が不足している。
- ・「何かができればよい」という視点で、自立までもっていき就 労につなげるという考え方を支援者で共有する必要がある。
- ・自分の特性を強みにし、胸を張って社会に出られる仕組みをつくれないか。また、セルフヘルプで居場所や仲間づくりを行える機会と場を提供してはどうか。
- ・教育の中に、18 歳以降のビジョンや就労のイメージを持つ等意識を持たせる取り組みや18 歳以上や大学卒業後の支援を強化する必要がある。
- ・就労に係る福祉サービスの充実や就労関係機関の意識向上を 図るべき。





課題	意見・提案
④思春期世代の支援	
・義務教育後、思春期年代のサポー トや相談できるところが少ない。	・ひきこもりにさせないため、自分の障がいへの気付きと対応 のためのプログラムを発達障害者支援センターが実施する必 要がある。
	・相談を受け、次の相談機関の案内ができる窓口を教育委員会 に設置すればどうか。
	・高校の学校現場の支援強化や市内の大学との連携が必要であ る。
	・相談窓口を、相談しやすい場所にできないか。また、本人や 親の話が聞いてもらえるような思春期世代のための居場所が ほしい。
⑤支援機関の質の向上	
・放課後等デイサービス事業所や 就労移行支援事業所等のサービ スの質に差がある。・人材を育てるシステムが十分でない。	・児童の通所事業所向けの研修を質の高いものにする必要がある。・事業所間で意見交換して改善し、公開していくことで、相互にレベルアップできるのではないか。・支援機関の評価基準をつくってはどうか。





第6章 用語集

【五十音順】 ※掲載ページは神戸市障がい者プラン本編のページ番号

用語	解説	掲載 ページ
ICT	Information & Communications Technology の略称で情報通信技術のことです。コンピューターを利用して情報処理を効率化する技術全般を指します。	4
あんしんすこやか センター	「地域包括支援センター」の神戸市における愛称で、高齢者の介護相談窓口です。	9
e-ラーニング	コンピュータやインターネットなどの IT 技術を活用して行う学習のことです。コンピュータやネットワークさえあれば時間や場所を選ばずに学習でき、個々の学習者の能力に合わせて学習内容や進行状況を設定できるなどの利点があります。	28
一般就労	雇用者(雇用主と雇用契約を結び、労働基準法等の労働法規が適用される)もしくは、 雇用主又は個人事業者として働くことです。	16
医療的ケア	一般的に在宅などで日常的に実施されている、たんの吸引、経管栄養、気管切開部 の衛生管理、導尿などの医療行為を指します。	8
インクルーシブ 教育システムの構築	障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、個々の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様な学びの場を整備することです。	14
えがおの窓口	「指定居宅介護支援事業者」の神戸市における愛称で、介護が必要な方が介護保険 のサービスを適切に利用できるよう、様々な手続きや連絡調整を行う事業者です。	9
音声コード	紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元バーコードです。文字情報を音声にする方法の一つであり、文字内容をコード情報に変換して印刷したものを活字文書読上装置やスマートフォンアプリを使って音声化することが可能です。	21
介護休業	労働者が要介護状態(負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障がいにより、 2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態)にある対象家族を介護す るための休業です。	9
介護サービス協会	神戸市の介護保険制度の円滑な運営と市民ニーズに応えられる良質で安定的なサービス提供のため、市内で介護保険制度に関連する団体が協力して設立した協会です。	26
ガイドヘルプ (移動支援事業)	屋外での移動が困難な障がいのある人に外出のための支援を行うことにより、地域 における自立生活及び社会参加を促す事業です。	21
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的役割を担う機関で、市内の相談支援体制の後方支 援などの相談支援に関する総合的業務を実施します。	7





用語	解説	掲載ページ
機能訓練	理学療法士、作業療法士などの専門家により行われる、障がいのある人の身体機 能の維持などの訓練を行うサービスです。	8
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談・入浴、排せつ又は食事の介護その他 の日常生活上の援助を行うサービスです。	10
居宅介護	自宅において、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。	35
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいの状態である障がい児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童について、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導や生活能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。	39
拠点児童館	通常の児童館事業のほかに、こべっこランド(神戸市総合児童センター)と連携した 親子のための講座などを実施し、児童問題に関する専門性を有した施設のことです。	14
緊急通報システム (ケアライン119)	一人暮らしの高齢者や障がいのある人が、家庭内での急病、火災、事故などの緊急時に、ご家庭の固定電話機から消防局ケアライン受信センターに通報するシステムです。利用者は、氏名、住所、既往症やかかりつけ病院などの情報をあらかじめケアライン受信センターに登録しておくことで、緊急時に通報すると「近隣協力者の駆けつけ」や「消防署からの出動」により速やかな救護を受けることができます。	12
ケアマネジャー (介護支援専門員)	利用者や家族からの相談に応じて、その人の心身の状況に応じた適切な介護サービ スなどを利用できるよう、ケアプラン(介護サービス計画)を作成し、介護・医療 などの専門職やサービス事業者などとの連携や調整を行います。	25
計画相談支援	特定相談支援事業者が生活に対する意向や悩みを聞きながら利用計画を作成し、 障がい福祉サービス事業者と連絡調整を行うサービスです。また、サービスが適切 に提供されているかを確認して、利用計画の定期的な見直しを行います。	7
高次脳機能障がい	頭部外傷、脳血管障がいなどによる脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる障がいのことです。	23
工賃	障がい福祉サービス事業所などでの生産活動を通じて受け取る収入のことです。生 産活動による収益から費用を差し引いた額が、障がい福祉サービス事業所の利用者 に配分されます。	16
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な 支援、外出支援を行うサービスです。	21
こうべ安心 サポートセンター	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、ものごとをひとりで判断することに不安を感じられる方が、できる限りご自身の意思でものごとを決定し、自分らしく 暮らすため、権利擁護相談や福祉サービス利用援助事業を行う機関です。	24
神戸市教育振興 基本計画	教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく「地方公共団体の定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。	15





用語	解説	掲載ページ
神戸市重度障害児 者医療福祉コーディ ネート事業実施に かかる有識者会議	地域で生活する医療的ケアの必要な重度の障がい児・者が、安心して医療及び障がい福祉サービスを受けるために、医療機関、障がい福祉サービス事業者その他の関係機関をコーディネートする仕組みを検討するための有識者会議です。	33
神戸市消費生活 あんしんプラン 2025	神戸市民のくらしをまもる条例第9条第1項に基づく基本計画と消費者教育の推進 に関する法律第10条第2項に基づく消費者教育推進計画を合わせた、市民の消 費生活の安定及び向上を確保するための施策を総合的及び計画的に推進するため の基本的な計画です。	25
神戸市における 災害時の要援護者への 支援に関する条例	阪神淡路大震災の経験や東日本大震災の教訓を受け、全ての神戸市民がそれぞれの役割を自覚し、力を合わせて災害時要援護者をみんなで支援し、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図ることを目的とした条例です。(平成25年4月施行)	12
神戸市バリアフリー 基本構想	高齢者・障がいのある人などが日常よく利用する施設(生活関連施設)が集積する一定の区域(重点整備地区)において、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、当該区域内におけるバリアフリー化の整備目標を定めたものです。「高齢者、障害者等の移動などの円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、市民、施設設置管理者などと連携・協力して作成しました。	22
神戸市文化芸術 推進ビジョン	文化芸術基本法第7条の2に策定の努力義務が規定される「地方文化芸術推進基本計画」であり、全市的な長期ビジョンの趣旨や方向性を踏まえ、本市の文化芸術施策の目指す姿や基本的な方向性を示す指針です。また、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条において、国が策定を地方公共団体の努力義務として規定する「地方障害者文化芸術活動推進基本計画」としても位置付けています。	20
神戸市みんなの手話 言語条例	手話への理解の促進及び手話の普及を目的として制定された条例です。(平成 27年4月施行)	19
神戸市民の福祉を まもる条例	福祉は行政のみが提供するものではなく、市民・事業者・行政が相互に主体となり、かつ、一体となって取り組むべきであるという「市民福祉」を基本理念と定め、すべての市民に安定した豊かな生活を生涯にわたって保障することを目的とした条例です。(昭和52年施行)	5
神戸市療育 ネットワーク会議	障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援を受けることができるとともに、障がいの有無に関わらずあらゆる子どもが共にすこやかに成長できる環境づくりを推進するため、障がい児支援に関する全市的な課題を共有し、必要な施策や支援策について協議を行う場として開催する会議です。	5
神戸っ子 すこやかプラン2024	子どもの健やかな育ちと子育て支援を推進する総合的な計画として、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法に基づき策定するものであり、令和2年度から令和6年度の5か年の行動計画です。	15
神戸難病相談室	医師による医療相談(要予約)と保健師・看護師と難病患者・家族(NPO法人神 戸市難病団体連絡協議会会員)による療養生活相談を行っています。	9





用語	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	掲載ページ
"こうべ"の 市民福祉総合計画 2025	保健福祉分野の総合計画として、第5次神戸市基本計画の「神戸づくりの指針」(目標年次令和7年度)及び「神戸2025ビジョン」(目標年次令和7年度)と相互に連携・補完するものであり、社会福祉法に位置づける「市町村地域福祉計画」を兼ねています。さらに、神戸市障がい者プランなど市民福祉に関する分野別計画の理念・目標などを包含するとともに、これらが相互に連携・補完しあう、総合的な計画と位置づけています。	5
こうべ学びの 支援センター	通常の学級に在籍し、学習や生活などに困難さがあり、発達障がい及びその可能性のある児童生徒への教育的支援の充実を図るため、小・中学校への支援を行う相談機関です。臨床心理士などの専門相談員が実態把握や教育相談を実施します。また巡回相談員が学校を訪問し、指導・支援方法についてアドバイスを行います。	13
こども家庭センター	児童福祉司、児童心理司、医師、保健師などを配置し、養護・児童虐待・心身障がい・ 非行・育成など児童の専門的な相談に応じる施設(児童相談所)です。また、必 要に応じて一時保護や児童養護施設などへの入所措置を行います。	13
視覚障害者等の読書 環境の整備の推進に 関する法律(読書バ リアフリー法)	視覚障がい、発達障がい、肢体不自由などの障がいにより、書籍について視覚による表現の認識が困難な方の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する法律です。(令和元年6月施行)	21
しごと開拓員	障がいのある人の雇用啓発や職場開拓のほか、企業に対し、障がいのある人が作る「ふれあい商品」の購入や障がい福祉サービス事業所などへの仕事の発注についての働きかけなどを行うために、市が独自でしごとサポートに配置している職員です。	17
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間における入浴や食事など必要な日常生活上の支援を行うサービスです。	37
指定難病医療費助成	難病患者・家族の経済的負担を軽減するため、国の指定する 333 疾病について医療費の一部を公費負担する制度です。	8
児童発達支援	障がいのある子どもに対し、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知 識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。	14
児童発達 支援センター	児童福祉法に基づく児童福祉施設の一つであり、地域における中核的な児童発達支援機関として、本人への支援のほか、保護者や地域の保育所などに対して専門的な知識・技術に基づく支援を行うことが求められる機関です。	32
児童福祉法	児童の健全な育成、児童の福祉の保証とその積極的な増進を基本精神とする総合的法律です。市町村・都道府県は、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を作成することが求められており、特定の障害児通所支援事業者などの指定について、障害児福祉計画で定める支援の必要量の範囲内で行うことなども定められています。	4
市民後見人	成年後見制度において、裁判所が選任した専門職以外の第三者後見人のことです。	24





用語	解説	掲載ページ
市民福祉大学	福祉に関心を持っている人、ボランティア活動、地域福祉活動を行っている人や社 会福祉施設などで働く人々を対象に、福祉への関心や仕事の専門性を高めるため、 多様な研修・講座を開催するもので、神戸市社会福祉協議会が運営しています。	26
住宅セ <i>ー</i> フティネット 制度	平成 29 年に施行された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、民間の空き家・空き室を活用して高齢者、障がいのある人、 子育て世帯など住宅の確保に配慮が必要な方(住宅確保要配慮者)の入居を受け 入れる賃貸住宅の供給を促進することを目的とした制度です。	11
重度障害者 医療費助成	重度の障がいのある人が病気などで治療を受けたときに、病院や医院薬局などに 支払う保険診療にかかる医療費の自己負担金の一部を助成する制度です。制度を 利用するには、障がいの程度や所得などの要件があります。	8
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービ スです。	35
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人で、常に介護が必要な方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行うサービスです。	35
就労移行支援	一般就労が可能と見込まれる障がいのある人に対し、生産活動機会の提供や就労 に必要な訓練、求職活動に関する支援などを行うサービスです。	16
就労継続支援A型	継続的就労が可能な障がいのある人に対し、雇用契約に基づき、生産活動機会の 提供や就労に必要な訓練などを行うサービスです。	31
就労継続支援B型	一般就労が困難な障がいのある人に対し、雇用契約を締結せず、生産活動機会の 提供や就労に必要な訓練などを行うサービスです。	16
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援などを利用して、事業所に新たに雇用された方の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関などとの連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる生活面での問題に関する相談、指導及び助言などの必要な支援を行うサービスです。	18
障害児相談支援	障害児相談支援事業所の相談支援専門員が障がいのある児童の心身の状況、環境、 障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支 援の種類及び内容などを定める計画(障害児支援利用計画)を作成するサービスで す。また、計画相談支援と同様に、計画の定期的な見直しを行います。	13
障害者基本計画	障害者基本法第11条第1項に基づき、障がいのある人の自立及び社会参加の支援 などのための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、 政府が講ずる障がいのある人のための施策の最も基本的な計画として位置付けられ ています。	4





用語	Market Market Market Market	掲載ページ
障害者基本法	障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的理念を 定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事 項を定めることなどによって、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がいのある人 の福祉を増進することを目的とした法律です。	4
障害者虐待防止 センター	電話あるいは FAX で 24 時間 365 日相談できる虐待対応の窓口として、障がい者虐待を未然に防止し、障がいのある人及び養護者への支援を一層充実したものにすることを目的とする機関です。	24
障害者虐待防止法	障がいのある人の権利や尊厳をおびやかす虐待の防止と、養護者への支援について 規定した法律です。(平成 24 年 10 月施行)	24
障害者権利条約	障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、その固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、必要な措置などについて定めた条約です。2006年12月に国連総会において採択され、日本は2014年1月に締結しました。	4
障害者差別解消支援 地域協議会	障害者差別解消法に基づき、地域における差別に関する相談や紛争の防止・解決などを推進するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして設置することができる協議会です。各機関の窓口での相談事例や対応状況の共有、情報交換を行うとともに、障がいや障がいのある方への理解を進めるための啓発活動など法にかかる事項について協議を行います。	23
障害者差別解消法	すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を 尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした法律です。障が いを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公 共団体など及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置 などについて定めています。(平成 28 年4月施行)	4
障害者施策推進 協議会	障害者基本法第36条において設置を義務付けられている合議制の機関です。「障害者計画」を策定するにあたっては、同協議会の意見を聴かなければならないとされており、障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項の調査審議及び実施状況の監視を行い、障がいのある人に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議します。	5
障害者週間	障害者基本法第9条において、毎年12月3日から9日までの1週間は「障害者週間」と定められています。この期間を中心に、国や地方公共団体、関係団体などが様々な意識啓発に係る取組を展開します。	22
障害者総合支援法	地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実など障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的として、障害者自立支援法を改正する形で制定された法律です。(平成25年4月施行)	4
障害者相談 支援センター	障がいのある人や子どもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 障がいのある人本人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の 提供や助言などを行います。令和3年4月より「障害者地域生活支援センター」か ら名称変更。	4





用語	解説	掲載ページ
障害者 地域生活支援拠点	親なき後対策としての障がいのある人の地域生活の支援拠点であり、障がいのある人の緊急受入や日中活動の場の提供を行います。また、神戸市独自の取り組みとして、障がいのある人の見守りと災害時要援護者支援を一体的に実施します。令和3年4月より「障害者支援センター」から名称変更。	11
障害者 優先調達推進法	国や地方自治体が率先して障がい者就労施設などからの商品や業務の調達を推奨し、 民間部門へも取り組みの輪を広げることにより、障がい者就労施設などからの商品 などに対する需要を増進させることを目的とした法律です。(平成 25 年4月施行)	18
小児慢性特定疾病 医療費助成	小児がんなど治療が長期にわたり、医療費も高額となる小児慢性特定疾病について、自己負担分の一部助成や手帳の交付、在宅療養児の日常生活用具の給付を行います。	8
職場定着支援	障がいのある人が働き続けることができるよう職場適応援助者(ジョブコーチ)などが職場に出向くなどにより、障がいのある人及び雇用事業主に対し、仕事の進め方やコミュニケーションなどの職場で生じる様々な課題の改善を図るための支援を行うサービスです。	16
自立訓練(機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう一定の期間における身体機能や生活能 力向上のために必要な訓練を行うサービスです。	31
自立支援医療制度	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減 する公費負担医療制度です。	8
自立支援協議会	障がいのある人(児)が地域で自立した生活をおくるために、相談支援事業を始めとする支援の仕組み作りに関して中核的な役割を果たす協議の場です。	5
自立生活援助	施設入所支援または共同生活援助を受けていた方が一人暮らしに移行し、居宅における自立した日常生活を営む上での様々な問題について、定期的な巡回訪問、電話、メールなどによる随時の対応により必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービスです。	10
すこやか保育 (障がい児保育)	保育所・認定こども園などに入所した、心身に障がいがあるなど特別な配慮が必要な子ども対して、集団保育の中で一人一人の状況に応じて必要な支援・配慮を行い、 発達を促すよう細やかに援助する制度です。	14
生活介護	常に介護が必要な方に、施設での入浴、食事の介護や日常生活上の支援のほか、 創作的活動や生産活動などの機会を提供するサービスです。	8
精神障害者 継続支援チーム	措置入院患者などに対する継続支援体制を構築し、退院後の地域生活に向けた支援を行うために各区保健センターに配置されたチームです。	11
精神障害者地域移行· 地域定着推進連携会議	入院中の精神障がいのある人の地域移行に係る事項や、ピアサポートの活用に係る 事項、関係職員に対する研修に係る事項などについて関係機関で協議をする会議で す。	11





用語	·····································	掲載ページ
精神障がいにも 対応した 地域包括ケアシステム	高齢期におけるケアを念頭に論じられている「地域包括ケアシステム」における、 必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するとい う考え方を、精神障がいのある人のケアにも応用したものです。	30
精神入院医療費助成	急性期に早期治療を行い地域生活への移行を促進するために、精神科病院に短期 間入院した際の医療費の自己負担分を助成する制度です。	8
精神保健福祉センター	精神保健福祉法の規定で都道府県、政令市に設置されている機関です。神戸市における精神保健と精神障がい者福祉に係る中核的専門機関の役割を担っています。	12
成年後見支援センター	成年後見制度の仕組みや利用するための手続きに関する相談、申し立てに関するアドバイスのほか、神戸市市民後見人の養成や活動支援、制度周知のための啓発などを行う機関です。	
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断することが十分でない方について、 本人の権利を守る援助者(成年後見人など)を選ぶことで本人を法律的に支援する 制度です。	24
セルフプラン	特定相談支援事業者に頼まず、利用者やその家族などが自分で希望する障がい福祉サービスの種類や内容を記載した利用計画です。	7
退院後生活環境相談員	精神科病院の医療保護入院者ごとに選任される相談員です。退院後の環境に係る調整や地域の支援者との連携などにより退院に向けた支援を行います。	11
短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護を受ける障がいのある人が、障害者支援施設などに短期入所し、入浴や 食事などの支援を受けるサービスです。	8
地域移行支援	障害者支援施設や救護施設、精神科病院や矯正施設などに入所・入院している障がいのある人が、地域生活へ移行するための支援を行うサービスです。	11
地域活動支援センター	障がいのある人が通う日中活動の場として創作的活動や生産活動の機会を提供し、 社会との交流などに必要な援助を行います。	16
地域支援 機能強化専門員	各障害者相談支援センターに配置された地域支援機能強化事業を実施する専門員です。	10
地域定着支援	単身の障がいのある人などで地域の生活が不安な方に、困ったことがあった時に電 話相談や緊急訪問を行うサービスです。	38
地域福祉 ネットワーカー	既存の制度やサービスでは解決が困難な制度の狭間や複合化した福祉課題について、地域住民や専門機関と一緒になって解決に向けたネットワークづくりを推進する役割を担う専門職として区社会福祉協議会に配置されています。他都市ではコミュニティソーシャルワーカー(CSW)と呼ばれる場合もあります。	26
超短時間雇用 創出プロジェクト	神戸市と東京大学の共同事業で、働く能力があるにもかかわらず、個々の障がい特性などから長時間就労が難しい方の週 20 時間未満の超短時間雇用を実現する取組みです。	4





用語	Marian Marian Marian Marian	掲載ページ
通級指導教室	通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、一部の授業について、障がいに 応じた特別の指導を受けることができるよう設置された教室です。	14
デイジー図書	視覚障がいのある人などで、活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格です。デイジー図書は CD の形で貸し出されるほか、視覚障がいのある人のための電子図書館に登録されているものもあり、インターネットを介して利用者に直接配信されます。 CD1 枚におよそ 60 時間もの録音ができることや、章や見出し、ページごとに聞きたい場所へ移動することが出来るといった機能があります。	21
デジタル・ディバイド	インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できる者と利用できない者と の間に生じる格差のことです。	28
同行援護	視覚障がいにより移動に困難を有する人に移動の援護、代筆や代読を含む視覚的 情報の支援、排せつや食事などの介護、その他外出する際に必要となる援助を行 うサービスです。	21
特別支援学級	小・中学校において、障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置している学級です。知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、難聴、自閉症・情緒障がいなどの学級があります。	23
特例子会社	障害者雇用促進法に基づく障がいのある人の雇用に特別の配慮をした子会社で、一 定の要件を満たすもの。特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に 雇用されているものとみなして、障がい者雇用率に算定できることとなっています。	17
特例子会社設立促進事業補助金	障がいのある人の雇用の場の拡大を図ることを目的に、神戸市内に特例子会社を 新設または増設などにより新たに障がいのある人を雇用する事業主に対し、設立に 要する経費の一部を補助する事業です。	17
トライやる・ウィーク	兵庫県教育委員会が中学校2年生を対象として実施する、職場体験、農林水産体験活動など、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な体験活動を通して、豊かな感性や創造性などを自ら高めたり、自分なりの生き方を見つけることができるように支援する事業です。また、その取り組みを通じて、学校・家庭・地域社会の連携を深め、子どもたちを中心とした地域コミュニティ構築へと発展することを期待するものです。	23
難病相談支援 センター	難病の患者や家族が療養生活や日常生活を送る上で生じる悩みや不安を解消し、地域で安心して暮らせるよう、相談事業、講演会・研修会などの開催、ピアサポート・ 患者会支援、医療福祉情報の提供、就労相談・支援といった活動を行う機関です。	9
日常生活用具	障がいのある人の日常生活を便利に、また容易にするために必要な用具です。支給 対象種目や対象となる障がい、支給額などは定めがあります。	8
認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせもち、保護者が働いている、いないに関わらず、 教育と保育を一体的に行います。	14
NET119 番 通報システム	聴覚や音声・言語機能に障がいがある人など、電話(音声)による 119 番通報が 困難な方が、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能を利用して簡単に 119 番通報できるシステムです。	12





用語	Market Market Market Market	掲載ページ
農福連携	障がいのある人などが農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社 会参画を実現していく取組みです。	18
発達障がい	発達障害者支援法において、発達障がいは「自閉症、アスペルガー症候群その他の 広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害 であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。	
発達障害児(者) 支援地域協議会	当事者団体、学識経験者、民間支援機関など発達障がい支援関係機関がネットワークを構築し、パートナーシップにより各種支援策を検討するとともに、発達障害者支援センターの実効性のある運営について検討する会議です。	15
発達障害者 支援センター	発達障がいのある子ども(人)への支援を総合的に行うことを目的とした専門的な機関で、その設置が発達障害者支援法に定められています。発達障がいのある子ども(人)とその家族が豊かな地域生活をおくれるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、相談支援、発達支援、就労支援や普及啓発、研修などを行っています。	9
発達障害者相談窓□	15 歳以上(中学卒業後)の発達障がいの方やそのご家族などが身近な場所で相談できる窓口です。	40
発達障害者 地域支援マネジャー	市町村・事業所などへの支援、関係機関との連携及び困難ケースへの対応などにより地域支援の機能強化を推進する専門員です。	40
バリアフリー	高齢者や障がいのある人、妊産婦などの移動に制約を受けやすい人の妨げとなる障壁(バリア)を除去することです。広義には、段差解消などの物理的環境の改善だけでなく、人間の心理的なバリアや社会的な制度のバリアを除去することも含みます。	19
ピアサポーター	「ピア」は仲間、同じものを共有する人を意味します。障がいのある人自身が自らの体験に基づき、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流などを支援します。	11
PDCA	マネジメントサイクルのひとつで、Plan(計画)-Do(実行)-Check(点検)-Action(評価改善)を循環させることにより、継続的、発展的な業務改善を推進することです。本計画においては、計画の実現のための管理手法としています。	5
兵庫県障害福祉 推進計画	兵庫県の障がい福祉施策の基本方針である「ひょうご障害者福祉計画」のうち、実 施計画に該当する「障害福祉計画」部分です。	4
ひょうご・こうべ 依存症対策センター	依存症患者及びその家族などに対する包括的な支援を行うため、兵庫県と神戸市が 共同で設置した機関で、依存症に対する専門相談などを実施します。	12
ひょうご 障害者福祉計画	兵庫県における障がい福祉施策を計画的に推進するための基本指針として位置付けられるものです。障がいの有無や年齢・性別などに関わらず、誰もが安心して暮らし、元気に活動できるユニバーサル社会の実現に向けて、保健・医療・福祉・教育・労働・まちづくりなどの幅広い分野の障がい者施策についてまとめた実施計画です。	4
ひょうご防災ネット	兵庫県および兵庫県内の市・町から「避難に関する情報」などの緊急情報や、地震、 津波、気象警報などの防災に関する様々な情報を利用者に提供するサービスです。	12





用語	解説	掲載ページ
福祉型障害児 入所施設	障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護・日常生活の指導や、知識技能の付与を行うサービスです。	39
福祉的就労	障がい福祉サービス事業所などで福祉的なサービスを受けながら商品づくりや清掃 作業などを行い、工賃を得る就労形態です。	
福祉避難所	避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する人々のために市が二次的に 開設する避難所のことです。	10
ふれあい商品	障がい福祉サービス事業所などにおいて障がいのある人が作る商品 (自主製品) を、神戸市では「ふれあい商品」と呼んでいます。	20
ふれあいのまち KOBE・愛の輪運動	ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)の理念に基づいた「ともに生きる」福祉のまちづくりをめざし、「思いやり」「譲り合い」「助け合い」などの福祉の心を伸ばし育て、ボランティア活動等福祉活動の実践につなげていこうとする神戸の市民運動です。	22
ふれあいのまちづくり 協議会	高齢者、障がいのある人、子どもなど地域のすべての人々が、あたたかいふれあいのなかで暮らせるまちづくりをめざし、地域福祉センターを拠点に福祉活動や地域活動を行っている団体です。自治会、民生委員児童委員協議会、婦人会、老人クラブ、子ども会、ボランティアなどにより概ね小学校区ごとに結成しています。	26
ペアレント トレーニング	親(保護者)が子どもの行動及びその前後における心理やパターンを理解・分析し、問題行動を適切な対応で減少させる方法を学ぶ、応用行動分析学を基にした発達障がいなどに係る親(保護者)のための対処法プログラムです。	15
ペアレントプログラム	親(保護者)が子どもや自分自身について行動で把握することで、認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムです。	40
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定の トレーニングを受けた親(保護者)を指します。	15
ヘルプカード	緊急連絡先や必要な支援内容などを記載しておくことで、障がいのある方などが 災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求 めるためのものです。	22
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるように作成したマークです。	22
保育所等訪問支援	障がい児施設などでの指導経験がある児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がいのある子どもや職員に専門的な支援を行うサービスです。	14
放課後等児童 健全育成事業 (学童保育)	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校などに通う児童に対して、放課 後や学校休業日に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。	14





用語	解説	掲載ページ
放課後等デイサービス	学校に通学する障がいのある子どもに対し、放課後や夏休みなどの学校休業日において、生活能力向上のための訓練などを継続的に行う障害児通所支援のサービスです。	13
民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域における住民からの相談対応や援助を行い、社 会福祉の増進に努める人のことです。	
盲ろう者	視覚と聴覚の両方に障がいのある人のことです。	21
ユニバーサルデザイン	みんなにやさしいデザインのことで、年齢、性別、文化、身体の状況など、人々が 持つさまざまな個性や違いにかかわらず、最初から誰もが利用しやすく暮らしやす い社会となるようにまちや建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとす る考え方のことです。	
養護者	障がいのある人を現に養護する人であって、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の人をいいます。具体的には、身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障がいのある人の家族、親族、同居人などが該当し、同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合があります。	24
要約筆記	聴覚障がいのある人、とりわけ中途失聴者や難聴者などに対し、発言者の話の内容を手書きやパソコンなどを活用してわかりやすく文字化し、伝達するコミュニケーション手段です。	19
療育	障がいのある子どもたちが、社会的に自立できるようにするために行う治療(医療)・教育のことをいいます。もともとは、肢体不自由の子どもを対象としたものでしたが、現在は、知的障がいや発達障がいなど、その他の障がいをもつ子どもへの支援も行われています。子どもの個々の発達の特性や状況に応じて、地域で育つ時に生じる様々な問題(困りごと)の解決と、将来の自立と社会参加を目指す支援をすることで、「発達支援」とも言われています。	15
療育指導事業 (発達クリニック)	多様な児童の問題、特性や発育の状況など、こども家庭センターでの調査や判定を もとに、乳幼児から小学生までの児童を対象に個別指導や集団指導を行っています。 また、子どもの問題など子育てに悩む保護者を対象に、グループ指導を中心とした 子育て講座など、児童と保護者を対象とした教室を開催しています。	14
療育センター	障がい児の診察・訓練を行う「診療所」と、障がいのある子どもに対して通園による療育や親子教室などを行う「児童発達支援センター」、子どもの障がいや発達に 関する相談対応を行う「相談支援事業所」の機能を備え、身近な地域で障がい特性に応じた支援を提供します。	13
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介 護及び日常生活の世話を行うサービスです。	35
レスパイトケア	「レスパイト」とは家族などの介護者の介護からの一時的な解放を意味します。「レスパイトケア」とはこれを目的とした援助のことです。	15
ワークキャンプ	市内にある中学校・高校の生徒を対象に、神戸市内の各種社会福祉施設の協力の下 に夏休みの3日間、施設において自主的に福祉体験学習を行うものです。	23





参考 障がいのある人に関する主なマーク

※順不同

マーク	名 称	は、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
E	障害者のための 国際シンボル マーク	障がいのある人が利用できる建物、施設や公共交通機関であることを明確に表すための、世界共通の国際シンボルマークです。このマークは、すべての障がいのある人を対象としたものです。特に車椅子を利用する障がいのある人を限定し、使用されるものではありません。
	盲人のための 国際シンボル マーク	視覚障がいのある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、 機器などに付けられるマークです。
1	耳マーク	聞こえが不自由なことを表すとともに、聞こえない、聞こえにくい人 への配慮を表すマークです。
	ハート・ プラスマーク	内部障がい(心臓、呼吸器機能、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能、 肝臓機能など) や内臓疾患(難病、その他内臓機能疾患)のある人 を表すマークです。
•	オストメイトマーク	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排 泄機能に障がいのある人のことをいいます。 このマークはオストメイトである事と、オストメイトの為の設備(オストメイト対応のトイレ)があることを表しています。
	身体障害者標識(身体障害者マーク)	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が、運 転する車に表示するマークです。
	聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)	聴覚障がい者であることを理由に免許に条件を付されている方が、 運転する車に表示するマークです。

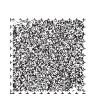




マーク	名 称	ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Welcome! /・・\ ほじょ犬	ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)啓発のためのマークです。
9.9. 0.3.	譲りあい 感謝マーク	内部障がいのある人や難病患者など、配慮の必要なことが外見からわかりにくい人が身につけることによって、バスや電車での座席の譲りあいなど周囲の人びとが配慮を示しやすくするためのマークです。
SOS	「白杖SOSシグナル」 普及啓発 シンボルマーク	白杖を頭上 50cm 程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。
+	ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または 妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要として いる方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、 援助を得やすくするためのマークです。
1000円支援できる。	障害者雇用 支援マーク	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がいのある人の在宅障がい 者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付 与する認証マークです。
	手話マーク	耳が聞こえない人などが提示した場合は「手話で対応をお願いします」 の意味、窓口などが掲示している場合は「手話で対応します」などの 意味を示すマークです。
	筆談マーク	耳が聞こえない人などが提示した場合は「筆談で対応をお願いします」 の意味、窓口などが掲示している場合は「筆談で対応します」などの 意味を示すマークです。











第3回こうべ障がい者芸術フェスタ HUG+展2019 最優秀賞作品



「 カメレオンホルルン 」 赤堀 剛 / 神戸光生園おおまち

こうべ障がい者芸術フェスタとは、市内で芸術創作活動に取り組む障がい者の 方から作品を広く公募し、応募される全ての作品を美術館など環境の整った会 場で展示・顕彰することにより、そこから障がい者の社会参加の促進と、芸術 文化活動の支援・振興、市民の福祉意識の啓発に資することを目的として開催 されています。





BE KOBE



City of Design **KOBE** TO

United Nations :

Member of the UNESCO Educational, Scientific and Creative Cities Network
Cultural Organization since 2008

神戸市障がい者プラン 令和3年3月発行

発行:神戸市福祉局障害福祉課 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話 (078) 322-6579 FAX (078) 322-6044 神戸市広報印刷物登録 令和2年度第659号(広報印刷物規格A-1類)



